

議事日程(第2号)

平成25年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 諸報告
 (1) 副委員長選任の報告
- 日程第2 議会広報編集特別委員会委員の補充選任について
- 日程第3 議案第1号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第6号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第9 議案第7号 平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 認定第1号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会
計歳入歳出決算について
- 日程第11 議案第8号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 不動産の取得について
- 日程第13 議案第10号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第14 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第13号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第17 議案第14号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条
例の制定について
- 日程第20 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準
を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて
- 日程第23 議案第20号 高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に

ついて

- 日程第24 議案第21号 平成25年度高鍋町一般会計予算
日程第25 議案第22号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第26 議案第23号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第24号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第28 議案第25号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第29 議案第26号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第30 議案第27号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第31 議案第28号 平成25年度高鍋町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
 (1) 副委員長選任の報告
- 日程第2 議会広報編集特別委員会委員の補充選任について
- 日程第3 議案第1号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第6号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第9 議案第7号 平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 認定第1号 平成24年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 議案第8号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 不動産の取得について
- 日程第13 議案第10号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第14 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第13号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準

を定める条例の制定について

- 日程第21 議案第18号 高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第22 議案第19号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第23 議案第20号 高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について
日程第24 議案第21号 平成25年度高鍋町一般会計予算
日程第25 議案第22号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第26 議案第23号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第24号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第28 議案第25号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第29 議案第26号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第30 議案第27号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第31 議案第28号 平成25年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（15名）

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	13番	永友	良和君
14番	時任	伸一君	15番	八代	輝幸君
16番	津曲	牧子君	17番	柏木	忠典君
18番	山本	隆俊君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐	昌敏君	事務局補佐	鳥取	和弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤	浩一君	副町長	……………	川野	文明君
教育長	……………	萱嶋	稔君	教育委員長	……………	黒木	知文君

農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	井上 敏郎君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	日野 祥二君
教育総務課長	……………	三嶋 俊宏君	社会教育課長	……………	中里 祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第1、諸報告を行います。

副委員長選任の報告につきましては、欠員となっております文教福祉常任委員会副委員長に池田堯議員が互選されましたので御報告いたします。

日程第2. 議会広報編集特別委員会委員の補充選任について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第2、議会広報編集特別委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

現在、議会広報編集特別委員会委員が1名欠員となっております。本件につきましては、高鍋町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、池田堯議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、只今、指名いたしましたとおり、池田堯議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第3、議案第1号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第1号の補正について、質疑を、幾つかありますので、済いません、よろしくお願ひしたいと思います。

地方債補正についての目的及びその資金について、政府資金借入れは何%となり、後年度負担割合、政府負担割合についてはどうなっているのかお伺ひします。これは資料をいただいたりしましたけれども、もっと詳細についてお答え願ひしたいと思います。

庁舎第2棟建設事業については、補正後はゼロとなっているが、国資金での借入れは

できないとの報告だったんですけれども、内容としては、政府は、災害を予防する意味としては判断しなかったということになると考えますが、どのような指摘を受けたのか具体的な答弁を求めます。

社会資本整備総合について地方債補正額の変更が著しいが、問題点は何だったのかお伺いします。

国庫支出金について、国の補正予算に伴うものはどれなのか。防衛省支出金の防災行政無線放送施設設備に関しては不足額が計上されているのか、それとも特定の施設について支出されているものか、お伺いしたいと思います。

水門操作委託について、自動遠隔操作できるものはあるのかどうかお伺いします。

子宮頸がんワクチン接種について、全国的に見て少ないようですが、予定した人数からの割合、パーセンテージは幾らかお答え願います。

保育の資質向上のための幼保一貫に関する補助要綱はどうなっているのかお伺いします。

震災対策農業水利施設は、国の補正予算を利用して行うものか。具体的には、どのような内容になっているのかお伺いします。

職員住宅等の借り上げが減額補正となっているが、その内容はどのようなものか。

小学校改善関係はどのような内容か、具体的な内容を示していただきたい。

西小学校のグラウンド改修については、改善後の水はけについてはどうだったでしょうか、お伺いします。

3月補正での委託料発生は、見積もりの違いか、原因は何か、答弁をお願いします。

小丸団地外壁改修が行われる予定のようですが、団地で住んでおられる皆さんの願いは、ハトのふんなどの鳥害です。外壁工事と同時に対策は立てられるのかお伺いします。

公民館別館の耐震診断により工事発注は予定されているのかどうかお伺いします。耐震度があれば工事を行う予定なのか、教育委員会の事務所として使いにくいし、来られた方から不便さを強調されます。柱が真ん中にあたりして、今のままでは住民サービスが行き届かないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、質疑を終わります。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、地方債の補正についての目的等についてのお尋ねですけど、これ、予算書の8ページ、9ページのことかと思いますが、これに基づき説明させていただきます。今回の追加分及び変更分のうちの増額分ということの御質問だと思ってお答えいたしますが、該当するものにつきましては、その全てが財政融資資金、財務省予算からの借り入れとなります。充当率は100%となる見込みでございます。

後年度における交付税措置率につきましては、事業別に申し上げようと思います。

まず、庁舎耐震事業、中央公民館耐震事業に係る部分については50%措置されると思

います。

次に、小学校施設環境改善交付金事業につきましては、屋上手すり設置、屋外階段設置に係る部分については50%、外壁改修工事に係る分については80%の措置率となっております。

最後に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、小丸団地外壁改修工事と石原団地の耐震診断につきましては、これ分についてはゼロ、ないということです。

それと、公園施設長寿命化計画と道路改良等の町道に係る分については50%措置されるということになっております。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業について変更が著しいがという御質問ですが、通常社会資本整備総合交付金事業につきましては、メニューごとに設定された補助率に応じた補助金が交付されております。そして、その差額の90%相当額については地方債の発行が認められておまして、後年度に交付税措置率ということで、これの9分の2が措置されます。

ところが、今回の国の補正予算に伴う事業につきましては、事業費からの補助金を差し引いた額の100%相当額の地方債発行が可能となっております。

さらに、後年度の交付税措置率は50%であることから、これまでのものに比べると非常に有利な条件となっております。

今回、社会資本総合整備交付金事業の地方債補正額が大幅に増加しておりますが、このような有利な条件のもとで事業を進めることで後年度への負担軽減が図ることができるなど、特段問題があるとは考えておりません。

続きまして、国庫支出金についての国の補正予算に伴うものとはということですが、これにつきましては、提案のときにも御説明申し上げましたが、国庫支出金のうち国の補正予算に伴うものについては、予算書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金、それと住宅費補助金、公園整備事業補助金につきましては、それぞれ計上しております社会資本整備交付金事業の交付事業となっております。道路橋りょう費補助金、公園整備事業費補助金については、計上しておりますとおり4,400万円と300万円となっております。

住宅費補助金は、その内訳の中に家賃低廉化事業等に係る減額分が含まれております関係で、計上額は3,307万2,000円となっておりますが、国の今回の補正対応といたしましては3,526万4,000円となります。

次に、教育費国庫補助金の小学校費補助金、学校施設環境改善交付金につきましては3,332万8,000円となります。

次に、18ページ、19ページをごらんいただきたいと思っております。農林水産省からの補助金等は県を経由して市町村に交付されることになっております関係上、県補助金ということに計上されます。農林水産業費補助金のうち、震災対策農業水利施設整備事業補助金、

これは800万円でございます。以上で、その分については終わります。

続きまして、3月補正での委託料の発生については、見積もり等に違いがあったのかということで、これ、全体的な委託料の御説明になりますが、今回の補正に上げております委託料につきましては全体で31件ございまして、金額にいたしまして、トータル3,210万7,000円を計上しております。

その内容といたしましては、何遍も説明申し上げておりますが、国の補正予算に伴います関係で新規計上した委託料が4,810万円ございまして、そのほかに法改正に伴うシステム改修など一部増額予算を計上しておりますが、大半につきましては、事業費が確定したことに伴いまして不用額を減額したということになっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。庁舎第2棟建設事業について、補正後はゼロとなっているが、国資金での借入れはできないとの報告でしたが、内容としては、政府は災害を予防する意味として判断しなかったということになると考えますが、どのような指摘を受けたのか具体的な答弁を求めますという質疑でございますけど、議員協議会の中でも報告したと思うんですが、当初、緊急防災・減災事業で取り組むということで手を挙げたんですが、災害時に活動拠点となるような備蓄倉庫、資機材倉庫等の機能を備えた平時に自主防災組織等の訓練、研修等が行われる施設が対象となるため、庁舎としては事業対象にならないということで、今回、町債の減額を行うものでございます。

それから、防衛省支出金の防災行政無線放送施設整備に関して不足額が計上されているのか、それとも特定の施設について支出されるのかの御質問でございますが、前回でもお話ししたと思うんですが、高鍋町のエリア全体が対象になるのか、部分的に対象になるのか、不明確でした。ですが、全体的に対象になるということで、今回、歳入額をふやしたものでございます。

それから、職員住宅の借上げが減額補正となっているが、その内容はどのようなものでございますけど、現在、住宅2棟を職員住宅として賃貸しておりましたが、借家人の2名が本年度中に退去しましたので、所要額を減額補正するものでございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。水門操作の自動遠隔操作についてでございますけども、委託を受けております水門等で遠隔操作できるものはございます。国土交通省管理につきましては、町が委託を受けている12箇所中4箇所が遠隔操作できます。また、宮崎県管理の水門につきましては9箇所ございますが、遠隔操作できるものはございません。

次に、小丸団地外壁改修に伴うハト、ふんなどの鳥害関係でございますけども、ハトのふんなどにつきましては、現在、職員が避難通路の清掃を行っているところでございます。また、入居者の方につきましては、それぞれの工夫で対応していただいているところでござ

ございます。対策につきましては、入居者の協力を得ながら、環境、景観等を考慮し、その対応について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。健康福祉課関係につきましては2点御質疑でありますので、お答えいたしたいと思っております。

まず、子宮頸がんのワクチン接種についてでございますが、子宮頸がん予防接種につきましては、前年度にワクチン供給不足により接種できない時期があったために、前年度未接種者の分を含めまして接種率70%と見込んで、1人につき3回分、700人を予算計上しておりました。

しかしながら、このワクチン接種は1回目を接種した後、1カ月または2カ月に2回目、1回接種目から6カ月経過後に3回目を接種することとなっております。接種間隔の関係により年度内に1回または2回しか接種できない場合があり、当初の見込み数より減少したこと。また、このワクチン接種につきましては、保護者の判断で希望者のみ接種する任意接種であったために、ワクチン接種者が当初予想より減少したものと考えております。現在の接種状況につきましては、接種率が約30%で、接種者数が380人と見込んでおります。以上でございます。

続きまして、保育の資質の向上のための幼保一貫に関する補助要綱はどうなっているのかという問いでございますが、お答えいたします。

保育の資質向上のための幼保一貫に関する補助につきましては、本町におきましては社会福祉法人等への補助は実施しておりませんが、当町としましては平成22年度から、町内の私立保育園6園と町立わかば保育園と合同で高鍋町保育力向上委員会という組織を立ち上げまして、各種研修事業を行っているところでございます。

県が、昨年、24年8月3日に、保育の質の向上のための幼保合同研修等推進事業補助金交付要綱というものを制定しまして、この県の要綱に基づき、町のこの保育力向上委員会の研修に対しまして補助金が交付されたところでございます。

保育力向上委員会が行っている研修としましては、初任者、中堅保育士、園長、調理員といった階層別の研修や、保育士全体での災害時における危機管理に関する全体研修等を行っておるところでございます。

また、本年度、初めての取り組みとしまして、園長研修として、高鍋幼稚園において幼稚園のカリキュラム等についての研修でありますとか、園運営全般についての意見交換等を行って、実施してきたところでございます。町内の幼稚園に対しても当委員会に加入していただけるように、今、働きかけを行ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。震災対策農業水利施設整備事業について

の御質疑でございます。先ほど、政策推進課長のほうもお答えいたしましたけれども、この事業につきましては国の今回の補正予算を利用しまして、100%補助にて実施する事業でございます。その内容でございますけれども、現在、供用中の農業用のため池、4つほど想定しておりますが、これの堤体の耐震強度、これを調査するものでございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。小学校改善関係はどのような内容かという御質疑でございますが、今回の補正では、学校施設環境改善交付金を活用しまして、東西小学校校舎6棟の改修に要する経費を計上したものでございます。校舎改修工事は老朽化した外壁等の改修や、津波災害時に屋上を一時避難場所として活用するために行うものでございます。

改修する校舎は、東小学校では、南側から第1棟校舎、第2棟校舎、第3棟校舎とっておりますが、第1棟校舎は外壁改修と屋上手すりの設置、第2棟校舎は外壁改修、屋上手すり設置及び屋外階段の新設、第3棟校舎は屋上手すり設置工事を行うことにしております。第2棟校舎の屋外階段設置につきましては、設計委託と工事管理委託費を予算計上しております。

西小学校につきましては、職員室があるところを第1棟校舎、その北側の校舎を第2棟校舎、南側にあります校舎を第3棟校舎とっておりますが、第1棟の校舎は外壁改修と屋上手すり設置を、第2棟校舎は屋上手すり設置、第3棟校舎は外壁改修工事を行うことにしております。

また、この事業に係る事務費を工事費等総計の1%相当で計上しております。

次に、西小学校のグラウンドの改修後の状態につきましてということでございますが、改修後、以前とは比較にならないほど水はけが改善しております。学校関係者も、グラウンドを使用しているスポーツ少年団の関係者からも大変よくなったと喜ばれているところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。公民館別館の耐震診断についてということでございますが、別館に関しましては昭和44年の建築でございます。そのため、新耐震基準制度が施行されました昭和56年以前の建築物であります。現実的にも老朽化が進んでいるため、今後、改修等をする場合の判断基準の把握、それから利用者の方々、または職員の安全性等を考えて実施するものであります。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、答弁をいただきましたけれども、多岐にわたるために、ひょっとしたら説明と二重になる質疑となるかもしれませんが御容赦願いたいと思います。

政策推進課の答弁については、以前に資料もいただいておりますし、ある程度理解をし

ているわけですからなんですけれども。一つ、ちょっと確認だけしたいんですが、防衛省の支出金の防災無線の関係ですね、これはエリアが全体か部分的なものかということで、全体的に見ていただくことになったということなんですけれども、それにしても、金額が少ないのかなあと思ったんですけど、それについてはどういう算出基準になっているのか、ちょっと再度お答え願えればと思っております。

それから、子宮頸がんワクチン接種については、確かに、これは保護者の同意も要りませんし、何か金額的にも負担も大変だということもあるということ、お話を聞いてるんですね。そして、1回目、2回目、3回目の期間のセッティングについて、1回目、2回目はできるけれども、3回目ができないよという感じになったりして、タイミング的に非常に煩わしいという意見が皆さんから出てきたんですよ。これが改善される方向性というのは出されていないのかどうか。その周知徹底をどこまで図っていけるのかということ、やっぱり今後——これは予算のときに聞くべきなんだろうけれども。どういうふうにしてきたのかということが非常に問題になると思うんですね。

やはり、子宮頸がんワクチンというのは国のほうからも補助するというので予算が出てきたものですから、突然、出てきたわけでは、確かにありませんけれども、そのやり方、そして保護者への認知度、啓発活動というのがどういうふうに行われてきて、この結果となってきているのかということが私は知りたいなと思う部分もあるんですね。だから、パーセンテージでお願いした一番大きな理由は、やはり70%ぐらい、私は50%ぐらいになるんじゃないかなというふうな気持ちにしてまして、70%ということで高いなと、よかったなと思う反面、やはり、できれば予算としては100%していただきたいというところでの予算計上というのが図られてきたんだろうと思うんですね。だから、その辺をどういうふうな啓発活動を行ってきたその結果なのか、お伺いしたいと思います。

それから、保育の資質向上のための幼保一貫に関しての先ほどの答弁で、各種意見交換等あるんですけれども、この幼保一貫教育を国が示した時点で、やっぱりやろうと思って、やりたいと思って、一生懸命、自分たちでお金も使って準備をしている幼稚園もあるんですね。そういうことを考えたときには、金額的にすごく低い金額の補助しかない部分があるものから、例えば幼保ということになると——幼稚園の場合は給食が要りませんが——給食が必要になりますし、施設がもちろん必要になりますし、それに対する職員も必要になってくるわけですね。

だから、そういうことから考えたときには、幼保一貫教育と簡単に言うけれども、非常に難しい場面を抱えているわけですよ。でも、そのために幼稚園としては、やはりこれから幼稚園生が少なくなるということで幼保一貫教育の国の制度というのを利用して、これから——ちょっと言葉は悪いかも知れませんが——やっぱり生き残りをかけて、子供たちのために、じゃあ、自分たちが何をすればいいのかというところを、経営者としてはしっかりと状況を把握してらっしゃるだろうと思うんですけれども。

保育に対する国の補助とかそういうものは、確かに、今いろんなことが、都会ではやっ

ぱり保育所が足りないということもありまして、非常に保育所に対する設備だったり、人員確保に関しては、例えば保育者の賃金をアップしていくとか、そういうことへの支援というのは、非常に今どんどんと出てきている状況なんですけれども。幼保一貫教育というのは打ち出したはいいけれど、このための助成金というのが非常にファジーになってきているんじゃないかなっていう気がするんですが、その辺のところはどういうふうに捉えていらっしゃるのか、要綱に従って、県のほうとどういう協議をされてきたのか、再度、お答えを願いたいと思います。

そして、震災対策農業水利施設ですね。これは、ため池の関係で、政策推進課からも説明があったときに、ため池をどういうふうに調査して、どういうふうにしてしようとしているのかというのが、ちょっと見えない部分というのがあるんですよね。今、利用されているため池というのが、一体何箇所ぐらいあって、それをどういうふうに今管理をしていらっしゃるのかというのは、私は農業者ではありませんし、なかなか見えてこない部分があるんですけれども。どういうふうに、また次の活用を図ろうとしているのか。目的がないと、耐震調査なんかでもやったとしても、それが本当に後年度で、ちゃんとその予算が生きてくるのかということ考えたときに、やはり、次の準備っていうためにどのようなことをしてあるのかどうかお伺いしたいと思います。

あとは、小丸団地関係では、今後検討していきたいということなんですけれども、これは外壁工事と同時にできないかということ聞いたんですけれども、外壁工事と同時にできないということのようですけれども。本当にいろんな団地で、舞鶴団地でもそうなんですけれども、本当に団地では大変な思いをしてらっしゃる。

例えば、高いアパートを所有してらっしゃる方、道具小路あたりでも、かなり細かい防鳥ネットを張って、できるだけ入居者に対して不便さを与えないようにということも行っていると思いますので、その辺の検討をこれからは進めていくと、これは要望だけなんですけど、進めていただきたいと思います。公民館別館の耐震診断のことで、先ほど答弁があって、もうお分かりになっていらっしゃるだろうと思うんですが、56年度以前に建てられた建物については耐震診断。実は小学校も、それ以前に建てられたものがあって耐力度テストっていうのをした結果、56年度以前に建てられた建物については非常に強固なものが高鍋町は結構多い部分があるんです。そうすると、私としては当時の公民館の設計がまずいんじゃないか、そこを教育委員会とか社会教育課として利用するというのが、大体これは問題があるんじゃないかなと私は基本的には思ってるんです。

だから、今度耐震診断をされるときに、私はできるだけ、例えば、この柱を抜いたら大丈夫ですかとかいうことも含めて、きちんと耐震診断を幾つかに分けて、ちゃんと検討していただけたらありがたいと思うんです。というのは、やはり、真ん中に柱があるために、どうしても、住民の方が社会教育課に行ったときに話が見えづらいとか、話がしづらいとおっしゃるわけですね。どこをどういうふうにしていいのかがわからないと。だから、何であんなところにおるっちゃろかねみたいな感じで住民の方から話に来るわけ

ですよ。

そうすると、やはり、あそこはスポーツ少年団の関係とか、学校でのいろんな大会とかに出場するために補助をいただいたりとかしていくために、結構、皆さんが出入りされる確立が高い場所なんですよ。そういうことからすると、そういう方たちから、何であるところにいるんだろうかというふうなお話が、私、るる聞いているものですから、非常に、今度の耐震診断によっては期待をしている部分というのがあるわけですよ。

だから、例えば、この中でこれを抜いてしまったら耐力度というか、あるのかどうかということも含めて、耐震診断の中で一つ加えていただけたら、私、いいなと思う部分があるわけですよ。そうしていくことによって使い勝手のいい、新しく大規模な改修をするということになったとしても、そこはそこでしっかりとした強固な建物で、住民の皆さんが安心して利用していただけるような場所になるんじゃないかというふうに私は考えておりますので、できれば耐震診断による工事発注というのが、まだなされていないのであれば、その辺をよく内部で検討していただいて、どうするかと。

全体的に後でいろんな工事をやるにしても、その辺のところをどうするかということも計画を立てて、しっかりと後の使い道を考えて耐震診断というのをしていかないと、例えば、私が提案した——金額的には高いとおっしゃったから、それもままならないのかなというふうには思うんですけども——小学校の屋上がフラットになってますよね。フラットじゃなくて屋根方式にしたらどうかと、30年ももつんだけどという話をしたときに、もう耐震診断を行った後で、そういう耐震診断を再度行わなきゃならない、いろんなことをしなきゃいけないということで、そしてまた工事の金額も高いということが言われたんですけども。今度の屋上を避難場所とするということに関してはフラットのほうがよかったですので、それは今になってみればよかったなと思うんですね。

フラットだからこそ、屋上を避難場所として使える利便性が出てくるなというふうに考えて、私も、これは考え方を改めないといけないなというふうに思ったんですけど、耐震診断を2回も3回もしなきゃいけないような状況はできれば避けてほしいと思うから、私は別館の耐震診断については、どのような使い勝手、工事を進めていくのかということも十分に考えて耐震診断を行っていただきたい。これも要望に属するんですけども、お願いをしたいというふうに思っているところです。

終わりです。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。防衛庁の補助の枠の増額でございますけど、実績数字で事業費が713万7,000円なんですが、補助率は75%と決定しておりましたけど、ただ、その飛行ルートエリアによって高鍋町全体がクリアできないということで、当初50%程度を加味しておりました。ですが、議員様方の要望等で100%エリア区域に入れていただいたということで補助率が上がったということでございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、子宮頸がんワクチンの接種のPRのあり方についてでございますが、PRとしては「お知らせかなべ」でありますとか、接種対象者が中学校1年生から高校1年生となっておりますので、その対象者に子宮頸がん予防ワクチンについてという、こういったチラシを作成しまして配付したところでございます。

この接種が肩あたりにする筋肉注射ということで、ちょっと痛みを伴うということもあがりまして、特に思春期の子供たちには、そこ辺のところの抵抗が若干あったのかなというふうに聞いております。

ただ、この事業につきましては、平成25年度から予防接種法に基づく法定接種になりますので、その辺のところ、25年度からにつきましては、さらに取り組み方をもう少し考えを変えまして、やっていきたいというふうに考えております。

続きまして、幼保一貫に関しての補助要綱等についてであります。御承知のとおり政権交代がありまして、こども園のほうからまた認定こども園のほうに変更となりまして、そういう非常に大きな流れがあって、なかなかその詳細な部分が、私たちどもにもどういった形でいくかというのが、まだ実際詳しく説明等が行われてないというのが状況でございます。

ただ、全体的に大きな少子化の流れの中で、町内の私立※保育園が現在2園ありますが、先ほどおっしゃったように生き残りをかけてと言われたと思いますけど、そういった形の中で認定こども園を目指した取り組みをしていきたいという話は聞いております。

これにつきましても、町としましても県と、ちょっと相談に行ったりとか、どういった町として支援ができるのか、そういったものを今後研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。幼稚園です、失礼しました。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。震災対策農業水利施設整備事業についての、ため池耐震点検という名前をつけますけれども、これについての御質疑でございます。

これは、農林水産省のほうで第3次補正予算として作り上げたものでございまして、先ほど、共用している農業用のため池ということでお答えしたかと思っております。高鍋町には4箇所ほど存在するというふうに思っております。当然、今、地元の水利組合と地元の方とかが管理をしておりますけれども。

その中身でございますけれども、これまで阪神大震災とか、それから東日本大震災、これらの大規模な地震等を経験してきた上で、今後、例えば東海とか東南海、それから南海大地震等が起こった場合に農業用の大きな施設、ため池もそうですし、排水機場とか、そういった施設を再度改めて点検をする必要が出てきたということから、今回こういう事業をつくられたこととなります。

中身につきましては、当然いろんな資料を収集しまして、それから現地調査もします。

※後段に訂正あり

それから、台帳をつくってボーリング調査をしまして、土質の度合い、それから地震における耐震度調査、こういったものも含めた調査をするということになっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。濟いません、今の中村議員の質問とも重なるんですが、今の震災対策の農業水利施設のため池の件なんです、800万円の予算で、これ100%補助ということで、大変ありがたい補助金なんですよね。

今、課長からも説明がありましたが、ボーリング調査などを行って、震災に対するそういう震度の調査をするというための費用だということらしいんですけど。これ、調査を行った後に、危ないという箇所が出た場合に、また国のほうからは、改修していかなくちゃいけないため池のためのそういう補助金というのが、今後、出てくるのかなというのが、ちょっと心配。ただ調査しただけで終わってしまったら、どうなのかなということもありますし、私個人の意見としては、これは、耐震の調査だけにしか使えないのかなというのが1点あるんですよ。もし、今もう危ないという箇所があれば、そこの改修に充てたりはできないのかなというのを、もし、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。水利施設でございます。確かに、今回につきましては点検ということになっております。当然、その後、決壊したとかいうときには、どういった程度の被害が出るのか、どういったところに避難をすべきだとかといったようなハザードマップの作成ということまで出てくると思うし、その後につきましては——正直、この予算につきましては、まず無理なんだろうけども——その後、国のほうとしても、こういう調査をやったからには、当然その後の措置というものが出てくるものというふうに期待をしているところでございます。

現在、この施設の整備事業に関しましては、あくまでも調査についてのみでございまして、補修等につきましては、また違う形のものが必要なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定すること

に賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第1号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第2号

- 議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

- 7番（中村 末子君） これは説明がありましたけれども、歳入減少は見込み違いによるものなのかということ、私、聞きたいと思います。

説明では、確かに、保険税とかえていくんだということをおっしゃったんですけれども、保険税というのは見込み額で3%でしたかね、昨年度はちょっと低く抑えて見込みをつくってましたよね、歳入見込みというのを。だから、それがどうなのか、ほかの要因があったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

基金積み立てについては、当初、保険税を高くしないための投入との答弁があったんですけども、積立基金繰り入れ戻しの原因はどのようなことに起因するのかお伺いしたいと思います。

- 議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。それでは、お答えいたします。

まず、国民健康保険税予算の減少についてでございますが、これにつきましては、当初、保険税率を据え置く前提で予算編成を行っておりますので、前年度の調定額をもとに予算を計上しておりました。その後、所得申告によりまして課税総所得が確定し本算定をいたしました結果、主に農業所得の減少によりまして国民健康保険税が減少したものでございます。

次に、積立基金についてでございますが、これにつきましては、平成23年度特別調整交付金の交付等により前年度繰越金が多かったために、基金を取り崩す必要がなくなったためでございます。

以上でございます。

- 議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

- 7番（中村 末子君） やはり、今説明がありましたように農業所得が減少していると。

これはもう、年々農業所得というのは変化していくわけですよ。だから、国民健康保険税に加入をされている皆さんというのは、農業者、商店街の皆さん、そして私のような主婦ですね。私はもう60歳になりましたので国民年金は納めませんが、国民健康保険税は、当然、収入がありますので納めていきます。

だけど、国民健康保険税を納めるときに、年金者になった場合、国民健康保険税にかえていくか、もとのそういう制度でやっていくのかということ随分迷われると思うんです

けれども、国民健康保険税にすると、確かに所得の安定している方、年金でも何でもですけど、所得の安定している方はいいんですけれども、ほとんどが、国民健康保険に加入されてる方は変動のある方が多いというふうに私は認識してるんですね。

それからすると、かなり、課税を見積もるといいうのは大変な作業だろうというふうには思ってるんですけれども。例えば、農業所得が減少したら、その次の年は確かに保険税が少なくなります。しかし、農業所得が減少する前のとき、もし農業所得が高ければ、次の年の保険税というのは、どんなに所得が低くても高い保険税を納めていかなきゃならないという、申告した前年度についての課税と、これはやむを得ない事情かなというふうには思うんですけれども。こうやって、やはり所得が下がれば国民健康保険税も下げていかなきゃならないという状況があるというのが大変だろうなというのがある一つあるんですね。

私がちょっと気になったのは、やはり農業所得が低いというのもあるんですけれども、要因がそんなにたくさんあるわけではないけれども、所得が低くなれば課税が低くなる。そして、2つ目の質疑と関連するんですけれども、基金については、やはり積み立てをこれまでずっとやってきて、もう4億円以上積み立てができてますけれども、結局、この積み立てというのは、あくまでも保険税を上げないという町長の方針も含めて、みんな鋭意努力されてるとは思うんですね。

しかし、高鍋町は借りているお金を返している身分ですので、なかなか保険税を安くするというにはできないのかなとは思ってますけれども、そこを、やはり町長の判断によって、これは来年度のことも起因するからですね。ここで伺いたいのは、基金を減少するぐらい、いろんなところの皆さんが努力されて国庫支出金なんかが出たりとか交付金が出てきたりする部分があるわけですね。だから、それはもう職員が頑張っていたで徴収率を高くしたりとかして、いろんな健康講座をしたりとか、いろんなことをして頑張っていってやるのが評価されたというふうに私は思ってますけれども。

基金をもとに戻すというのは悪くはないと思われてる方が多いかもしれませんけれど、やはり基金を繰り入れた以上、ちゃんとそれは減税するんだという町長の意味ですから、できるだけ次の年にでも反映していくような状況というのをつくっていただけてるのかどうか。予算を見るとある程度、基金が今度、多く投入されてるようですので、これ以上、基金は余り積み立てられないという状況でしょう。だから、そういう状況の中で基金がいっぱい入ってますけど、基金に対する考え方っていうのはどういうふうにとられてきたのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

今、議員が言われることはごもっとも思っておりますが、さかのぼりますと14、15、16と税を下げた結果、団塊の世代がふえてまいりまして大変な事態に陥ったわけがございます。常に、高鍋町では2億円ぐらいは基金は保っておかなければならない、と申しますのは、1回インフルエンザ等発生いたしますと、特定病が発生いたしますと、

約1億円以上の金を投入しなきゃならないということでございます。14、15、16で下げた分を、17、18、19と返しましたが、なかなか返らずに、県から8,500万円という無利子の金がありましたので、それをお借りしまして、今からそれを返していきますが、今4億円と申されましたけど、8,500万円はそのうちのありますが、3億円ぐらいしかないと思っております。これも、あと二、三年すると、また私たちのような、ちょうど65ぐらいの人たちが、団塊の世代の人たちが、だんだん医療費を使うようになってくるんじゃないかと試算をしておりますので、二、三年すると、また危ない時期に差しかかるということでございますので、その先を見ながら、今基金は十分に持つておかなければならないと私は思っております。

今言われたように、基金を入れたかと言われますけど、今いっぱいいっぱいのところでございますので、まだ。これが、まだ余裕を持った国保の運営にはなっておらないと思っておりますので、今、必死でございますので、その辺を皆さんの御理解を願いたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、議案第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） いつも、この時期になると繰入金の手戻りが生じるようなんですけども、広域での計算のため、大幅にとり準備しているということなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

当会計への一般会計繰入金についてでございますが、共通経費繰入金の減額につきましては、広域連合が毎年最低限度の予算を確保した上で、歳出の削減に努めている結果だというふうに認識しておるところでございます。

療養給付費繰入金につきましては、広域連合は見込み額を県全体の医療費の伸びから算出するものでありまして、昨年度は逆に約1,000万円の増額の補正をしたところでございますので、医療費見込みの予想の誤差の範囲というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、議案第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 社会資本整備補助については、どの部分が認められて、どの部分が認められなかったのか、お伺いします。

また、有利であると判断した工事を先に行い繰り越したとの説明がありましたけれども、事業減額の要因は何でしょうか。

また、徴収漏れについてはどこまで進んでいるのか、説明をしていただく場所がありませんので、ここで説明をお願いしたいと思います。

また、これ以上の徴収漏れについての進展が見られないと私は考えますけれども、どの時点で最終決着を図る予定なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、使用料徴収漏れの今後の方針についてであります。現在、庁舎内に収納向上対策本部会議を設置し、保育料等の未納対策を行っております。下水道の使用料徴収漏れ分についても、この本部会議で協議した結果、その徴収については平成25年度から税務課収納係に移管することといたしました。今後は税務課において、他の公金同様、効果的な徴収を行いたいと考えております。

また、徴収漏れ分の現状及び予算の詳細につきましては、上下水道課長に答弁させます。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えをいたします。

まず、第1点目の社会資本整備補助の件でございますが、下水道事業に関する社会資本整備総合交付金につきましては、要望箇所全てが認められております。

事業費減額の主な要因でございますが、まず、事業量の確定に伴う精算があります。その次に、詳細説明の中で申し上げましたが、菟崎交差点から脇方面への路線を次年度に繰り延べたことでございます。その繰り延べの理由でございますが、掘削する管路の深さが3メートル程度と非常に深いこと、それから道路の脇に大平寺用水路がありますので影響を避けなければならないこと、それから道路の中に大口径の水道管が通っております。そのために、その移設をしなければならないことなど、工事費が多額となることが予想されました。そのため、現在あります舞鶴団地から管路を延長したほうが経済的であると判断し、また、設計もやり直さなければなりませんので、次年度に繰り延べを計画したところでございます。

次に、使用料の徴収漏れについてでございますが、昨年6月に納付書を発行しまして、9月からは水道使用料の徴収もあわせて、計7回、町外徴収を実施したところです。その結果、2月末では8件15万4500円の収納となりました。現在までの総収納額は306万4,634円、未納額が291万5,789円、未納世帯は56世帯となっております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1つずつ分けていきますけれども。先ほど、事業減額の要因として、菟崎交差点から調査をした結果、3メートルと深いし、大平寺用水路の関係、そのほか水道管が布設されているということが説明されたわけなんですけれども、恐らく菟崎交差点からの問題というのは、これはもう従前からわかっていたことなんじゃないかなと思うんですね。そこに無理やり設計をしていったという過程がないのかどうか、私、非常に気になってるところなんですよ。

実は、その近くの方から「ここに水道管が埋まっちゃうことはわかっちゃうし、大平寺用水路があることもわかっちゃうわな」と、「それなのに、なぜここの工事を後にせんにゃいかんか。もう一度、舞鶴団地のほうから来るという話を聞いたんだけど」という話

があったから、私もこの質疑はしたんですよ。非常に近隣の方が不可思議に思われてる状況、やっぱり無駄なお金を使ってるんじゃないかという心配を非常にされてる部分があるわけですね。だから、やはり住民の皆さんから見れば、ここに水道管が埋まっているのはわかってると、そして大平寺用水路があるのもわかってると、深いこともわかってると。わかった上で設計をして、その後で設計じゃなくて、じゃ別の方法で工事費がこれだけになるからということをおね。

だから、例えば下水道については、やはり私は開削工事のほうを要望してきている部分があるわけですね。それは、もうどうしてもっていうときには推進工法っていうのをやむを得ず使わなきゃならないという状況もありますけれども、その辺のところやはり地域の皆さんから——不満っていうわけじゃないんですよ——もうわかり切ったことを、なぜ予定したんだろうかということをお疑問に思われて、私のほうにちょっとあったもんですから。今回、これがいつできるかなと思って待ってた部分があったんですけども、もうこれは早くに聞いて、今しかできないかなというふうにして、これを質疑にのせてきた部分があるんですよ。

だから、そこを地域住民の皆さんに詳しくきちんと説明をしないと納得をされないし、なぜそこで設計をやってきたかと、進めてきたかということが理解できるような内容をしっかりと説明してあげないと、やっぱり疑問に思っちゃる方がいらっしゃるといことは、住民の皆さんに全て理解をしていただくということは、皆さん努力はされておりますけれども、私は100%理解していただくというのは無理かも知れませんが、やはりそのことが無駄遣いというふうにぱっと言われてしまうと、私も、ここは違うよと言いたい部分があるから、しっかりと説明をしていただきたいというふうにしてるところです。

それから、先ほど町長がお答えになりましたけれども、徴収漏れについては平成25年度から税務課で収納をすることとしたということをおっしゃいましたけれども、これは平成24年度の問題で、私がまた町長の答弁された言葉に突っかかるというわけではございませんので、勘違いしないで聞いていただきたいなと思うんですが。

この徴収漏れについての収納を税務課に任せるといことについては、非常に慎重に行動しないと、税務課の職員というのはこう状況というのを知ってるかどうかというのとは別ですよ。でも、知らなきゃいけないわけですね、今までこの徴収漏れが。だから、こちらの不手際によって徴収しなかったものを、税務課の徴収担当者が納めてくださいよと。要するに何げない一言が相手を傷つけるというか、相手がこっちに文句を言う部分を与えてしまうということになりはしないかと非常に心配するわけですね。そこだけなんですよ、私が心配するのは。

やはり、これは自分たちの不手際という認識を職員が全て持っていないと、これは共通認識として持っていないと、もう時間がたったから何で悪いんだというような感じになると、徴収する人に、もう全て全権が委ねられてしまうと、徴収する人がそんなことを

知らなかったら、「申しわけございませんが」という一言でも言うか言わないかっていうのは、相手にとって、払う払わないの、もうこれまで大概書類もあげて、お願いもして頭も下げてきたんだから、徴収嘱託員なりが行って「済いません、納めてください」っていう、その何げない一言が相手のさわったらいけない部分に触れてしまうという部分も、非常に私、懸念されるわけですね。

だから、認識として、これは徴収漏れについては、こっちが全面的に悪いんだということと、ちゃんと対応を、言葉も選んでしっかりと対応していかないといけないと。ここまです説明したんだから、もう普通の徴収と同じでいいというふうには、私、思わないでいただきたいなというふうに思うんですね。

で、納めないからといって、例えば差し押さえをしたりとか、そういうことはないと思うんですけども、税と同じような感覚でやっていくと、例えば言葉の端々に「税務課で差し押さえとか何かありませんかね、出していただくものは何かありませんかね」と言ったりすると、怒らせたらいけないその、余り言葉が出てこないんですけども、そのの琴線に触れてしまうと非常に私は危ないなとちょっと思っていますので、そのところはどのようにお考えになって。もう、これは十分に議論をし尽くした上で、恐らく25年度から税務課に収納を任せられたと思いますので、その辺のところをもう少し詳しく答弁していただければありがたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。今の下水道使用料の未徴収金問題ですが、今おっしゃったように、その点は十分、何度も収納対策会議を開催いたしまして、今議員がおっしゃったようなことは、私のほうから、その言葉どおりです。そういうことがないようにということで、今回税務課のほうに移管しまして。※これも来年の2月で時効を迎える分とかいろいろありますので、それをしないために税務課のほうでそういう徴収体制を整えて、事前にそういう周知等も全て、今心配をさせていただいていることが起こらないようにということで周知をしておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 先ほどの脇方面への路線の考え方でございますが、当初、御案内のとおり水路脇に家があります。そちらに引っ張るためには、葦崎交差点のほうから引っ張るのが当然だという考えがありました。その後、これも御案内だと思いますが、舞鶴団地近辺にはかなり住宅が建っております。そういう路線面のこと等も考えて、こういうことにしたというようなことでございます。

なお、住民の方につきましては、できる限り、お話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

※後段に訂正あり

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。20分から始めたいと思います。

午前11時05分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第7. 議案第5号

○議長（山本 隆俊） 日程第7、議案第5号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） システム改修について、今回の改修はどのような内容かお伺いします。

また、基金積み立て合計額は幾らかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、システム改修の内容についてでございますが、認定支援ネットワークシステムの見直された内容につきましては、定期巡回、随時対応訪問介護看護、複合型サービスといった平成24年度から始まりました新しいサービスの項目の追加と、申請区分コード、日付チェック追加と認定支援ネットワークセンターへ送信するデータにより医療情報と突合し、状態像の解析をすることが目的とされており、身体状況に係る基本チェックの変更はございません。

介護給付費準備基金につきましては、平成25年3月時点で、2億1,067万4,000円で、今回の補正で積み立てることによりまして、平成24年度末には、2億1,957万1,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番(中村 末子君) なぜ、そのシステム改修のことを聞いたのかという一番大きな理由は、確かに高鍋町だけから言えば、金額的にはそう多くないというふうに思うんじゃないかなというふうに思うんです。しかし、これが全国で、考えてみたときには、国の予算ってというのがそういうシステムの改修そのものに使われる金額ってというのが、非常に莫大になってくるということを考えたときに、非常にやっぱり見過ごせないなというふうに思っただけは疑問をしたわけです。だから、当然繰り入れの中にも、そのシステム改修についての歳入も、もちろんありますけれども、一般会計から繰り入れていきますけれども、交付税措置をしてるとか、いろんなことを言いながら、国はやはり自治体の少ない財政を圧迫しようとしているということが私伺えるんじゃないかなというふうに思うんです。これが全国的に考えたときには、やはりすごい自治体、2,000からある自治体から考えたときには、すごい金額です。だから、確かに1つの自治体から比較すると低いと、20万円に満たないと、こういうことにごちゃごちゃ言う筋合いはないと思われる可能性があるかもしれませんが、しかしやはりこれは人様のお金ですので、預かってそれをどう使っていくかっていうのは、非常に大切なことです。だから、先ほどその認定支援ネットワークというところで、使わなきゃならない、要するに複合型とかいろんなことで、年々、介護保険についても、ほかのものについてもです。法令が変わったりとか、いろんなことが変わったりしていくわけですね。それに従って、システム改修はもうずっと行っていかなきゃならない、間違っていたら悪いんですけども、都農町あたりは、だから別のシステムに変えられたということを知ったんです。これもまたシステム上では、多分いろんなこういう機械を使うとき、ネットワークやら使うとき、私たちは非常に気にしなければいけないことは、低い金額だと思っただけはいけない。これ、全国的に考えたときに、やはり非常に心配をしているということがあるんです。だから私たちがいろんな電算のシステムとか、いろんなシステムを、どうこうできるというものではないんですけども、もう一度入れたものについては、だから当時電算システムが入るときに、1円入札とか、いろんな入札があって、これやっぱそれは、法律でだめですよということを言ってきたと思うんです、各自治体です。後の費用ってというのが、後年度で負担する費用のほうがよっぽど大きいわけだから、何年もしていけば、そして今こうやって仕事がない状況の中になると、事業者もあらゆる手を尽くしてやはりシステム改修などへの小さな負担であっても、やっぱりとっていきということがあるんじゃないかなという気がするんです。

片や私たちはやはり議員として、住民の皆さんから預かっている税金の使い方については、非常に慎重にならざるを得ないと、やっぱり毎回毎回システム改修に私は苦情を言っているようで申しわけないんですが、やはり私たちは小さなお金であっても常にこれは町民の皆さんから預かっているお金だという認識を持たなきゃならないと思っておりますので、システム改修について、どのような改修なのかということをも疑問をいたしました。

これは、認定支援ネットワークの中に入らないとできないということなのかもしやせんけれども、ほかに方法はなかったのかどうか、そこをちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。このシステム改修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、法律改正、あるいはサービスの内容の改正等のシステム改修でございまして、ただ、このシステム改修につきましては、町独自のシステムでこう構築しているわけではございません。後期高齢者連合会が、全県下統一したシステムの中の改修でございまして、そういった形で御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号

○議長（山本 隆俊） 日程第8、議案第6号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 新たな加入者へのメーター取り付けというのがありますけれども、備品について水道メーター購入時に工夫していることは何か、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。雑用水での水道メーターの購入のときでございますけれども、検定品を購入しますことはもちろんでございますけれども、雑用水における購入個数ってのがもちろん少量でございますので、水道事業のように大量に購入する場合と、その単価を比較しましてやや高くなりがちではございます。ですから、水道事業でとりました見積もり、これを参考にさせていただきながら購入するとか、そういった可能な限りコストを下げる工夫といたしますか、努力をしているところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第7号

○議長（山本 隆俊） 日程第9、議案第7号平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回の場合は、留保資金を活用するという説明でしたけれども、残高は幾らあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えいたします。現在は年度途中ですから概算で申し上げますが、平成23年度決算時点での損益勘定留保資金等の内部留保資金が3億5,600万円ございました。詳細説明で申し上げました、起債借上予定の3,000万円を差し引きますと、3億2,600万円程度になるのではないかと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第7号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第7号平成24年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 認定第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第10、認定第1号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、この決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決いたします。この決算は原案のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第1号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11. 議案第8号

○議長（山本 隆俊） 日程第11、議案第8号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） 10番。1点だけお伺いをいたします。取得に当たってどのような構想のもとに土地を取得されるのか。（発言する者あり）8か。間違えました。訂正をいたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第8号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第8号西都児湯障害認定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第9号

○議長（山本 隆俊） 日程第12、議案第9号不動産の取得についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ごめんね、後藤議員。購入に反対するものではございませんけれども、購入して具体的な使用目的はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。今回購入予定の土地についてであります。平成25年度中に基本設計の策定、高鍋農業高校との連携に向けた具体的な協議を進めていくこととしております。具体的にどのように利用していくかは確定しておりませんが、現時点で想定をしておりますのは、舞鶴公園、美術館、資料館に隣接する立地条件を生かした観光交流拠点として、大型バス駐車場や観光・物産施設などの整備、高鍋農業高校の生徒の販売実習による多世代交流など、学校教育の一環としても活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと待っちゃって。総務課長が何か言いよる。いいと。大丈夫。大丈夫。いいと。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第9号不動産の取得について賛成の立場で討論を行います。

島田圃場については、従前に舞鶴公園整備計画のときに島田圃場を借りるか、叶わぬな

ら買っていただきたいと提案をしていました。その理由は、美術館と舞鶴公園の間は、民間所有地及び県有地が存在し、全体的な開発行為には不適切だと思っていたからです。

また、島田圃場があれば、四季折々の花や子供たちの体験農園を初め、農業高校とのコラボにより子供たちへ多くの経験を身近でできますし、美術館企画ともども、大いに活用できると考えたからです。

昨年12月議会で、総務環境常任委員会で調査に行きましたが、イチョウの木が大きく育っていました。費用はかかっても、クリスマス時のイルミネーションなどのアイデアもできますし、利用価値は高いと判断しています。

しかし、利用価値が高いと町民の皆さんに思っただけの事業を展開することが大切だと考えます。

当初、花守山での植樹のお話があったとき、花の苗は買っていただき、管理も自分でしていただく場所にしたらどうかと提案しました。住民の方から、自分の木ではなく我が家の木として。この前、子供や孫を引き連れて記念写真を撮り、子供たちへ自分たちに何かあったときは管理をしてくれるように頼みました。また、孫たちも草を取ったり、じいじとばあばの木となでてくれましたと、うれしいお話を聞き、アイデアは間違っていなかったと実感できました。

島田圃場についても、共通の思い出、共通の話題づくりの場として活用できるように、できれば住民の皆さんのアイデアを広く募集し、活用できたらよいと考え賛成とします。

また、安く購入できた背景についても、いろんな方々の御協力に感謝申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第9号不動産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。

午前11時40分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（山本 隆俊） 先ほどの答弁で、ちょっと誤解されるといけないから修正をさせていただきますと、発言のですね。ということです。

再開します。副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。先ほどの議案第4号の徴収漏れの件で、7番中村議員

の質問に対してお答えした件ですが、徴収については税務課の収納係のほうに移行いたします。で、最終的には税法にのっとりの確に処理をしていくということで、今回そういう移管をしたんですが、おっしゃったようにそれまでに対象者に懇切丁寧な説明をし、経過の説明等をしながら、あとは法にのっとった対処をしていくということですので、例えば、絶対その差し押さえがないとかそういうことではございません。最終的には、税法にのっとり時効の中断を行いながら、時効を来年2月で切れないようにしながら、最終的には税法、法にのっとり適切な処理をしていくということを先ほど申し上げましたので、中村議員からの質問でそういうふうに取り違えていらっしゃる方がいるといけませんので、ここで訂正というか、修正をさせていただきますということです。

よろしいでしょうか。以上です。

日程第13. 議案第10号

日程第14. 議案第11号

日程第15. 議案第12号

日程第16. 議案第13号

日程第17. 議案第14号

日程第18. 議案第15号

日程第19. 議案第16号

日程第20. 議案第17号

日程第21. 議案第18号

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

○議長（山本 隆俊） 次に日程第13、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてから日程第31、議案第28号平成25年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上19件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第10号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 指定管理者について考えられることは、いろんなメンバーが考え

られると思うんです。例えば、NPO法人をつくっているとか、いろんなところで指定するに当たっていろんな条件があると思いますが、まちづくり協議会の地区及びメンバーについてお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まちづくり協議会の地区及びメンバーについてお答えいたします。

持田地域まちづくり協議会は、家床、持田、持田団地、鴨野、正祐寺、染ヶ岡の6地区から構成されておまして、委員は各地区公民館長6名、各地区代表12名の計18名で組織をされている組織でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そうすれば、この6地区の公民館長ほか18名で構成されてるといふことなんですけれども、この6地区が交代で日にちを分けて管理するということなんでしょうか。それとも、その6地区の中で、高鍋町持田地区高齢者福祉センターを管理する人を別途配置していらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この地区内の方から選ばれた方が、管理人として管理をされておることです。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やはりそこをはっきりしておかないと、例えば同じ方がずっと引き続き指定管理者となっていってしまうのであれば、やっぱり地元地区ともしっかりと協議をしていながら、代表ということであれば公民館長及び18名で構成されている中から出てきていってしまうのか、毎年だから管理する人が変わるのか、そうすると管理要綱ともあわせてかなりこの辺のところは不便じゃないかなというふうに思うんですよね。なぜ、指定管理者については、ある程度しっかりと人たちを選んでいかなければならないかっていうところについては、ここにはちゃんと指定管理者についての費用が出されますので、それを考えていかないと、もちろん会計についてもしっかりと会計帳簿を持っていたかないと困りますし、そのために、別途やっぱりいろんな形でグループをつくっていってしまうとしたら、その建前上だけで公民館の6地区公民館が参加しているということであれば、それはやはり指定管理者としての資質に問題があると言わざるを得ない状況があると思うんです。だから、例えば同じ方がずっと何年間もされるのであれば、あればですよ、あれば最低、もうNPO法人なり何なり、まちづくり協議会の内容をしっかりと決めていただいて、公民館とは関係なしにまちづくり協議会ってのは公民館の範囲から指定していくんだということは、もちろん当然ですけれども、そのメンバーというの構成についてはしっかりとした裏づけを持っていかないと、私は後々トラブルが起きた

ときに対処の方法がないんじゃないかなというふうに思うんですが……。

なぜ、私がこのようなことを言うのかっていうのは、やはりその地区の中に属する人から、これについての異論が出てきたりとか、いろんなことがあつたりする部分があるんです。だから、非常にそのところは勘違いされないように、私たちもその方々にもちゃんと説明ができるような内容で、指定管理者として指定をしていただかないと非常に困りますので、しっかりとした説明を私は求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩にします。

午前11時47分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まちづくり協議会ですけど、一番先は持田団地建設に伴って、その国の補助要件っていいですか、そういう協議会を立ち上げることというのがあった関係上で、この指定管理者とは全く別で最初立ち上がった組織ではありません。

そして實際上、その持田の高齢者福祉センターが建設に伴いまして、どうするかということだったんですが、最初1年間については直営というか福祉課のほうの予算で賃金等も計上して、委託料等も計上してというようなことで管理いたしました。その1年後この施設について指定管理者を制度で管理していくということになったときに、せっかくならあのそういう協議会を立ち上げて、その協議会自体も存続を今後もずっとして行って、まちづくりのモデル的なところにしたというのもひとつあったとこと、また、いずれにしましてもその高齢者福祉センターの管理についてどうするかというところで、指定管理者制度ということで公募したときに、この団体でどうせならといいますか、持田の6区公民館が構成員でございましたので、その中でそういう管理はどうでしょうかということ。そしたら自分たちもこの協議会を存続していくところにそのそういう財源的なところも必要でございますし、そういう部分については受けることもやぶさかでないというようなこともございまして、指定管理者をお願いするということになったところです。

経費につきましては、1年間したときの経費をもとに指定管理する際の単価といいますか、年間の限度額、上限ですけど、それについての積算もしております。して、実際上の管理人につきましては、最初から1年間直営でしたときからもお願いをしておりましたし、その方について引き続き協議会のほうからお願いをして賃金で雇い入れるということをお願いしているということで、その方についての管理の日記とか、その賃金のところの部分の確認とかいうのは、その協議会の中で会長以下、監査等もそれぞれ持っていて、その中で、決算のしていく中で確認をしているというような状況等でございますので、その規約等についてもありますので、もしあれでしたら後ほどといいますか、委員会等でそういう分が必要だということであれば、またその場で提示をさしていくというようなことに

なろうかと思いますが、以上、その管理についてはそういう状況になってるということでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第11号町道路線の廃止について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第12号町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第15号道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回新たに太陽光発電などが加わるようなんですけれども、高鍋で該当する設置箇所っていうのがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。お答えします。今回新たに、太陽光発電、風力発電、津波避難所を加えましたが、現在のところ高鍋町では該当する設置箇所はございません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回、やはり地域の皆さんから、私たちもいつでも利用できる場所なのではないかと、との声がありました。施設長などその他必要な職員配置による人件費及びその活用で図られる地域福祉にどのような活力の影響を試算しておられるのか伺います。

また、他の施設との活用頻度について、比較検討されているのか伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設につきましては、高齢者を初め、子供から現役世代、健常者から障害者まで、幅広い世代の町民の方が交流できる施設として、高齢者世代の社会参加の促進、子供の社会性や豊かな情操を育むとともに、幅広い世代間交流の促進を図ることを目的としまして、現在改修工事を行っているところでございます。

改修工事を行うに当たりまして、高齢者クラブや障害者福祉会を初めとする各種福祉団体、福祉事業所の皆様に現地をごらんいただきまして、御意見や御要望を取り入れたところでございます。

管理運営につきましては、管理人として2名の非常勤職員を雇用を予定しているところでございます。

この施設は、具体的に想定している行事としまして、ガールスカウトの野外活動や、地区子供会のキャンプ、各種スポーツ少年団等のスポーツ合宿に利用することもでき、また、中高年を対象とした筋トレを行う設備もありまして、さらには、陶芸教室を活用した子供と高齢者との世代間交流、健常者と障害者との交流とさまざまな世代が交流できる施設としての活用を行っていきたいというふうに考えております。

開設に当たりましては、持田地区高齢者福祉センターの利用状況等について一応参考といたしました。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど私が、質疑の当初に言ったと思うんですけども、地域の方々っていうのはこんな利用料が必要だということも、余り御存じない状況だったんです。だから、いつでも気軽に行って、もうお近くの方ですから、言われた方が、もうずっと行けるっちゃろかって言っておっしゃったから、また今度そういう利用の概要についてはまだ示されていないから何とも言えないんですけど、ということで、答えを保留している部分があるわけですね。先ほどの説明では、幅広く活用できる場所としてセッティングしてあるということが一つで、でも、福祉団体とかいろんな団体にはいろんなお話を聞かれたような気がするんですけども、地域の本当身近な、そばの方々から意見を聞かれてないというような気がするんです。だから具体的な要望として、本来ならそのときに上がってく

るべきだったと思うんですよ。例えば、公民館長さんのお話を聞いたりとか、子供育成会のお話を聞いたりとか、スポーツ少年団のお話を聞いたりとか、いろんなことをされてきたかもしれませんけれど、一番身近な、その地域の人たちっていうのが、どうやって反映されてきているのかっていうのが、ちょっと私には理解できない。地域の人たちが、どんな工事をするっちゃろうか、どんな人たちが使えるっちゃろうか、何をやるっちゃろうか、さっぱりわからないということをおっしゃるわけです。やはり私たちは、先ほども何遍も言いますが、住民の皆さんの大切な税金、地方交付税もありますけれども、その中でやはり私たちはいろんな補助金も受けていたりしていきながら、皆さんのお金をちゃんと町民の福祉サービスとかに寄与できるような形で、いろんな考えを踏襲してやっていってる部分があるというふうに思ってるんですけど。やはり私は地域の方からそういうふうなお話を伺ったときに、私自身もいけなかったなというふうに思ったんですけども、やはり一番身近な人たちが、しっかりと使っていただく、利用していただくということが私は地域の人からやっぱり発信できることが多いんじゃないかなと思うんですよ。ごく限られた一部、例えばですね、今、社会福祉協議会があります、老人福祉館などでもいろんなことをやってると思うんですね、それとかとやっぱり重なってしまえば、団体でやっぱりどっちがいいかということで利用していく部分もあるんじゃないかなという気がするんですよ。だから、そのところがどう検討されてきたのかっていうことを一番聞きたいわけですよ。だから、地域住民の方々の意見はこういうふうに聞いてきたんだというふうなことがあれば、その報告をしていただきたいと思います。思いますし、名前をつけないといけない、利用者の利用料も検討していかなければならないという状況の中で、非常に幅広い形になると難しい部分もあるかと思いますが、一番大事なのは私、持田のものについても、持田の高齢者福祉センターとかそういうものについても、いろんな町が所有しているそういう施設っていうか、そういうものは、私は町民のためにやっぱり開かれたものであるというのが、大前提であろうと思うんです。だからそのところがちょっと抜けてしまうと、皆から浮き上がってしまう。だから、福祉施設というふうになってしまっ、限定されていってしまう、利用者が限定されはしないかという危惧があるわけですよ。だから、そのところで地域の人たちの意見っていうのを、どういうふうに反映されてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。地元を含めた意見の聴取のあり方につきましては、いろんな各種団体を中心にやってきた関係ということもありますが、そこ辺の地元との協議が若干薄かったかなというふうには、御意見をお聞きしまして感じるところでございますが、まだ確かに全体的な周知が余り徹底されてないということもありますので、今後御審議いただきまして、そういったPR活動、広報活動に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回は、町長が使用料の免除ということで、町長が公益上必要であると認めたときには使用料を免除することができるということが、第8条にうたっておりますけれども、町長として公用、または、公益上特に必要があると認めたときという場合にはどういったときなのか、また使用料を免除できることが具体的に、例えば60歳以上であればこれは半分にしますよとかということは、今回うたってなかったと思うんですが、私もよく見てないと言われれば、よく見てないんで、多分うたってなかったと思うんですね。そういうことを考えたときに、子供からお年寄りまでということで利用できるというところで、その免除できる部分っていうのを恐らく第8条でしかうたえてないという部分が思うんですけれども、まあ地域の人たちはいつでも行けるところっていうふうにおっしゃっていただくところを見ると、やはり地域の人たちは無料で行けるんじゃないかというふうに思われるんじゃないかな、思ってたんじゃないかなと思うんです。そこでやっぱり思い違いが生じている、どんなことが生じているっていうことがやっぱりちゃんと皆さんの意見を踏襲してないということが、そういう意見にあらわれてきてるんじゃないかなというふうに思いますので、この第8条のところについてちょっと説明をしていただければというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この条例を制定するに当たりまして、ほかの、例えば先ほどお話になりました、持田地区の高齢者福祉センターでありますとか、中央公民館と併設した福祉施設がございますけど、条例的にはそこと全く同じ整合性をとったというふうに認識していただきたいというふうに考えております。

取り扱いについては同じでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） 議長。

○議長（山本 隆俊） はい。

○7番（中村 末子君） 今のは答えになっちゃらん。ほかのと一緒にしたって言うけど、町長が公用又は公益上特に必要があると認めたときをちゃんと答えてくれんと。答えになっちゃらん。これを答えにやいかん。それをちゃんと答えにや。具体的にはどういうことかっていうことを答えてくれんと、私はもう3回したから質疑ができないじゃん。4回目も許してくれるや。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。（発言する者あり）ここで、しばらく休憩したいと思います。

1時5分から始めたいと思います。

午後0時05分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。条例第8条の使用料の免除についてお答えいたします。

議員御指摘の公益上特に必要があると認めたときという場合がございますが、この場合につきましては町主催の行事につきましては免除することとなります。それ以外につきましては条例に基づき料金を徴収することとなります。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 3条と4条について説明をしていただきたいと思います。また説明があった後に質疑を展開したいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

高鍋町指定地域密着型サービス事業者等に関する基準を定める条例第3条及び第4条についてでございますが、これにつきましては介護保険法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準により、法人であることと定められております。第3条につきましては要介護1から要介護5までの方を対象としたサービスでありまして、第4条につきましては要支援1から要支援2の方を対象としたサービスでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 法令でやはりそのように定めてあるということなんですけれども、私はやはり地域密着型、これは一般質問でもしているところですので重複するかと思いませんけれども、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に当たりというところで3条、4条ですね、だから要介護者が5、要介護度5の方が多くいらっしゃる場合、やっぱり夜間に対する勤務とかこれ基準を定める条例ですので、この中では答えにくいかもしれませんが、要介護度が高い人がたくさん入所されている場合について厚生労働省のほうもかなり今度は考え方を変えてきているようではあるんですけれども、今度の条項から見て、やはりまだほかの基準っていうのは変える必要がないと判断されていらっしゃるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この定員の29名以下という形で国の基準に基づいた法律による定めでございますので、現時点におきましてはもう、法に基づいた定め方という形で考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今度のやはり私が質疑をする一番大きな理由というのは、地方分権法の、前も言いましたけれども、施行に伴いやはり地域の自主性、自立性を求められてるわけですね。そのことから考えて、やはり別途の要綱を設けてもよかつたんじゃないかなと私思ってる部分があるんです。というのはその地域の実態に即した、そして入所されてる人、入居されてる人と言うべきかちょっとわかりませんが、入所されてる人の安全面を考えたときには、そこに人数も含めた形での要するにサービス事業者の人数を定めたことも別途に私は、別途でもいいしその条項の中に入れてもいいから、例えば第4条のところ、第4条のところには当てはまるか当てはまらないかわかりませんが、法人であるということが条件なんですけれども、ただしこの場合にやはり要介護度が高い人を多く入所させてる、何名以上入所させてる場合についてはこれだけの人数、要するに介護者の人数っていうのを確保する必要があるとかそういうことも、この条例の中に本当は定める必要があったんじゃないかなと思いますが、それはどのようにお考えになっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この要件につきましては、申請者の資格につきましては従うべき基準っていう形になっておりますので、法人という形になります。定員につきましてはいわゆる参酌基準っていう形になりますが、町の考え方としましては、法律を超えるようなものについては当町においてははないという形で考えまして、国の参酌基準に従って定員を設けたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 新型インフルエンザの規定というのはどういうものでしょうか、お伺いします。また、そのインフルエンザについて具体的に診察できる医療体制っていうのはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。新型インフルエンザの規定についてお答えをいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する感染症をいうものとするという形で規定をされております。

この法律では新型インフルエンザとは、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に、国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延による国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう」と規定されております。また、同法第9項において「新感染症」とは人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状、または、その治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうという形で規定をされております。

次に、医療体制についてでございますが、県では今、発症早期の対応となる帰国者・接触者外来の感染症指定医療機関の協力体制を整える方向で動きつつあるということ聞いております。今後県が行動計画を策定しまして、町につきましても県の行動計画を参考に町の行動計画を策定することとなります。その中で抗インフルエンザウイルス薬の備蓄でありますとか、外来・入院体制の整備についてを示される予定となっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 正直な話言って、対策本部がもし設けられるにしても、非常にこの新型インフルエンザの規定っていうのも先ほど読み上げていただいてよくわかると思うんですが、まあ、わからないと、はっきり言ってどんなものがわからないと。人から人というけれども、今は鳥インフルエンザも含めて、要するに鳥から人間にうつって、それから変化して人から人になる可能性っていうのも懸念されておりますし、要するに動物からうつって、それが人から人への感染になるということも、今、医療学者の間からは指摘されてる部分が大いにあるわけですね。そうすると、それらが専門的に、例えば帰国者等というふうに先ほど答弁がありましたけれども、行動計画とかありますけれども、例えば、高鍋でそういったものの外国から帰られた方の帰国者、要するに、だから、この辺は危ないですよという地域があると思うんですね、こういうところに行った人はちょっと要注意で見とかんにやいかんですよという地域が世界的に指定されてると思うんですけども、例えば具体的に帰国者等とありますけれども、例えば親戚あたりで集まりがあったときに、そういう帰国者とわからないじゃないですか。どの人がどの人と接触したかなんていうのは、どこで。だからそれが本当に新型インフルエンザなのかどうかということが

診察できる、わかるような、だから自分が危ないなど。テレビなんか例えば報道で、ここで新型インフルエンザの発生が確認されましたと、たまたまマスコミで流された。それが、どうもうちの親戚の人と会うたときにどうもその人が行った国から帰ってきたようにある、ということでちゃんと申請をしていただければいいんですけど、つかみようがないですよね正直な話。帰国された人たちも高鍋町であればある程度、パスポートの履歴とかそういうのである程度わかるかもしれませんが、東京都あたりとか行ったら、もうとんでもなくわからないという状況があると思うんですね。

だから、その帰国者と本当に自分たちが接触していないかどうかということについては、住民には広く周知徹底っていうのが図らないと思うんですね、だから条例でいくら新型インフルエンザ対策等本部の条例を制定したにしても、正直な話言ってそんな対策本部ができる間もなくちゅうかできていなくても、条例ができていなくてもつくらなきゃならないという厚生省令であるわけですから、やはりそういうことからしたら、先ほども例えば上位法でいうものがあれば、ある程度それは、上位法を超えない程度であればつくれるというのがあるのであって、上位法があればかなりそこで対応できるっていうのは私はあると思うんですね。だから懸念される自治体への通達っていうのがどういう経路でなっていくのか、その新型インフルエンザの対策本部ができてないとそれからの通達はないのかどうか、非常に、新型インフルエンザにかかった人が例えば東京都で出たっていうときに、具体的に調査してくれっていうことなんか来るのかどうかっていうのもわけがわからない。だから、新型インフルエンザってどんなのだろうかという、やっぱりみんなを不安に陥れてはいけませんので、そういうことから考えたときにはどうなのかなと、だから具体的にそれがわかるような、これは新型インフルエンザであるということが医療現場で、医師会あたりでちゃんと確認をされているのかどうか、その辺との設定はどうやって持っていくのかということも含めて、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、この新型インフルエンザが発生して非常事態宣言等を発生する場合については、WHOが出しておりますフェーズ4以上になったときに非常事態宣言等を行いまして、まず、全国的かつ急速な蔓延により国民生活が重大な甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められたときに、政府のほうでまず対策本部が設置されまして、それに県・市町村が対策本部をつくっていくということになります。その中で、対策本部の中で政府が行うことあるいは都道府県が行なうこと、市町村が行うということをそれぞれに決められておりまして、それに基づいて行動をしていくという形で行われていくような形になっております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。次に、議案第19号高鍋町農産物加工施

設の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） こちもちょっと条項について、もう少し詳しく説明をしていただきたいなと思います。

第4条ですね、これは使用制限と取消し等ということ、そこと第6条ですね、先ほど質疑したのと似たようなものなんですが、考え方っていうのはどのようなものかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。

第4条に関しましてですけれども、第2条にはこの施設が加工食品の開発や地場産業の育成を目的としております。その目的から大幅に逸脱したような使用、例えば中で飲みかたをやってしまうとかそのような使用の目的とか使用とか、また、施設に損害を与えるような場合、損傷を与えるような場合の可能性がある場合等については制限・取り消しを行うというものでございます。それからその第6条でございますけれども、先ほどの第16号の議案等の答弁と同様となるかと思いまけれども、この場合、食育とか町内産の農産物、これを使いました地元料理等の講習会、これに関しましては、そのほか、公益性のある使用の場合、こういったものに関しましては、その使用料を免除するというふうに考えていただければと思います。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 第4条についても、例えばが飲みかたちゅうのはちょっと飛躍しすぎてると私は思うんですが、私が第4条は4項に分けてありますよね、4項に。だから、使用の目的または使用の許可条件に反する使用をし、ま、一つ一つ答えていただけるものだというふうに私は思ってたんですよね。例えばの話で、飲みかたが出てくると私さすがそこまで予想してなかったんですけれども、他人に危害または迷惑を及ぼすおそれがあるとき、これは飲みかたが入るかもしれませんが、使用の目的っていうかこの趣旨、設置、趣旨しかないわけですよ。設置、これ目的。だから農産物、地場産業の加工食品の開発や地場産業の育成を図ることを目的としてということは、使用の目的、例えば加工食品の開発とか地場産業の育成を図るということ以外には認めませんよということなのか、だから一般の人がちょっと正直な話言って米粉をつくりたいと、米を精米したいといった場合ですよ、やっぱり一般の人がだから利用できるのかどうかとかいうことも含めて、それが加工食品の開発とか地場産業の育成ということがうたってありますので、個人的な使用はできないのかなというふうにやっぱりここで思われると思うんですね、ある程度公の目的があつての利用でないと認めませんよということをごここで、多分、第2条のところであつてあるから、だから実際、じゃあ先ほどの答弁からいけば、ここでいけば、いや個人での使用はできませんよとか、こういうものだったらできるんですよということで答弁があるかなと思ってたら、飲みかたやらって言って私話がちょっと飛躍しすぎるかなというふ

うに思ってるんですけど、そしてまたとにかくだから第4条の1項ですよ、使用の目的または使用の許可条件に反する使用をし、といったところがすごく私引っかけたんですよ。だから後の部分と比較して、例えば使用料の免除ってありますでしょ、「町長は公用または公益上に特に必要があると認めるときは使用料を免除することができる」と。これ第2条と第4条の1項が、もし第2条のことをしっかりと指しているのであれば恐らく第6条の使用料の免除じゃなくて、使用料を定めることも本来ならしなくてもよかったんじゃないかと、逆に思わぬでもないわけですよ。ちょっと飛躍した考えかもしれませんが、でも、やっぱりこうやって使用料というのが後ろで設定してあれば、普通誰しものが、誰でも使えるんじゃないかなというふうに私、理解をされると思うんです、これだけ見れば。1番別表第5条関係ということがいわれれば、私は誰でも利用できるもんだなというふうには思うと思う、理解すると思うんです。ところがこれ、よく読んでいただくとわかると思うんですが、加工食品の開発や地場産業の育成を図ることを目的としてその1行が入っているために、非常に、使用に対する制約ちゅうか制限ちゅうか設けられているんだなというふうに第2条を見る限りでは思うわけですよ。だから逆に、あえて第6条でそういうことをうたう必要があるのかというふうに、私はこれを見たときに何度も頭をひねったけど、私の頭ではもうどうも理解できないと、もうこれ、質疑する以外ないと、だから私が理解できるように答弁をしていただきたいと思うんですよ。だから第2条と第4条、第6条ちゅうの、これ連動してると私は思うんですね。これは再編交付金とか基地対策とか、そういうものでできた加工場なんですよ。だから、それなりの申請要旨、要綱ちゅうか、出してると思うんですね。恐らくこの条例をつくるときには、それが加味された形での条項づくりをされてると私は思うんですね。それから考えたときには、第2条があつて、第4条のときの先ほどの答弁ちゅうのは、これはもう本当に間違つてると、逆にね、誰も飲みかたで使うなんて誰も思いませんわ、はっきり言って。言い方悪いけどそんなふざけた答弁はしてほしくない。

私が言ってるのは第2条と第4条、第6条、これがどう反映していくのかと、個人で、個人のために使うものについて使用ができるのかできないかをはっきりさせておいてほしいんですよ。だから今までどおりコインで精米に行くのか、どっか精米所に頼むのかっていうのは、だから個人で個人のものに使用するときにはできないということであれば、もう今までどうりのやっぱり頼んでいくということになると思うんですよ。それであれば、じゃあこの加工食品の開発でこれに連動した形での加工食品の開発を目指して、じゃあ団体があるのかどうかと、その裏打ちがあるのかどうかということも一つあると思うんですね。だから、地場産業の育成を図る、これは私は一般質問でもしておりますけれども、第6次産業というものに反映して、これがそれを見込んでこの加工場を設置されたのかと、大きく考えたらそう思うわけですよ。ところが中身を見てこの別表5で掲げているのを見ると、これだけ見たらですよ、これだけ見たら、ま、誰でもできるっちゃなというふうに勘違いします。でも、よくよく見てください、よくよく。第2条で加工食品の開

発やて私何度も言いますが、そこがなければ私こういう質疑はしないんですよ、そこがなければ。そこをちょっと私に答弁をしていただけたらと思うんですよ。私ね、飲みかたなどとかってそういうふざけた答弁が返ってくるなんて夢にも思ってなかったものですから、それで私に対する説明にはならない、少なくとも私の総括質疑に対する説明にはならないと思いますので、は、3回しかできませんので。議長、ちょっと長くなりましたけどよろしくをお願いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。この農産物加工施設の設置でございます。当然、先ほど議員がおっしゃった防衛省関係のお金を使った形でつくりますんで、その部分の配慮っていうのも入れておりますけれども、この農産物加工施設をつくること目的として設置をするということで、中身で1点ちょっと誤解を与えたようですけども、全体は加工施設と申しますが、その中には当然、精米機それから製粉機がございます。そして中のほうの部屋を加工室っていう形でしてありますけれども、精米機、製粉機については、確かにこの目的としてっていうことで使用制限取消しの項目に全てが入るような形になってしまっておりますけれども、実質は加工室の部分の使用に関しての定義等をつくり上げているものという判断をしております。中に当然、その目的、例えば加工食品の開発それから地場産業の育成っていうことでありますけれども、当然そのいろんな方が米をひいて、そばをひいて米粉をひいてっていうことになれば、当然そのあたりそれから以降に加工食品として何らかの形でつくり上げる道が出てくるのなというところもありますし、そのほか地場産業として使おうとする場合に米粉なりそば粉等をひかれたりする場合もあると。また、中の加工室に関しましては当然その何かの方が6次産業化とかそういった形でもって使って、そこを使用して新しい産物、物産等をつくっていかうということであれば当然利用されますが、先ほど不適切な発言したかもしれませんが、中で当然そういう作物のその料理等の講習なり何なりをやるという目的でつくられたとしても、中で飲みかたをやってしまうということであれば、これは当然取り消してっていう処理をしなければなりませんし、それがわかる範囲では当然そういう形で取り消していく形にしたいと思います。米粉、そば粉、米、精米機と別としまして中の加工室に関して申し上げますれば、例えば食育等で子供さんの料理教室をやるとか、地域の方々が集められて、知ってるお年寄りの方が若い奥様方に料理の講習をしたりとかいうことについても、行く行くはその地域の産業なり何なりを発展させることにもなるでしょうし、それこそいろんな、そばとか米を使った形での加工っていう料理教室でも出てくるでしょうし、そういった方たちには大いに使っていただきたいというふうに思っております。そういう意味で第2条の目的はそういう形で作ってありますが、第4条の使用制限と第6条については先ほど申し上げました第16号とも似通ってますけれども、公益的なものに使われる場合については、あくまでも目的の加工食品の開発や地場産業の育成を図るっていう将来的にもそれにつながるようなものであるという判断ができれば、当然それは、その中で使用できるものという判断をさしても

らって使っていただければというふうに思っておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午後 1 時30分休憩

.....

午後 1 時35分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。第 2 条には加工食品の開発や地場産業の育成を図ることを目的としてでございます。これは、あくまでも個人が例えば米粉もしくはそば粉を使って新たな商品を開発しようとするものであれば、当然その目的にかなうものじゃないかという判断をしておりますし、個人の方が使えないという文言というのは全く入れてないという判断をしておるところなんですけれども、回答になっておりませんか。逆に個人が使えますというような要綱をつけなきゃいけないもんなんじゃないでしょうか。これは失礼ですけども、そういう条項ではないというふうに思っておるんですけども、この中じゃ 2 条の中では、個人も使えるという判断もできると思っておりますけれども。

○議長（山本 隆俊） 休憩します。

午後 1 時35分休憩

.....

午後 1 時40分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。7 番、中村議員。

○7 番（中村 末子君） 確かに今の問題を委員会に付託するわけですから、委員会で判断をしていただくという執行部のお話しは理解はできますよ。議会だから当然。だけど、加工食品の開発や地場産業の育成などをつて入ってれば私は理解したんですよ。でも、などもついてないから、この 2 つの目的にちゃんと 2 つと限定されるんだというふうに私は理解したんですよ。それを私が理解をしないから私が悪いんだというふうに思われるかもしれないんですけども、正直な話言うて言葉の問題っていうのは、日本語の問題っていうのは非常に厳密にやってほしいと思うんですね。そこをファジーにしていくなか、要するに誰でも使えるような形の文言を入れていくなか入れていかないかっていうことは非常に大切な問題だろうと思うんです、正直な話言って。そうしていかないと、やはり防衛省の補助ということもあります。だから、その補助要綱に合致していなければ補助金の返還もあり得ると、そこまでくるかというところになると思うんですよ。だからこそ、私は厳密にここをしてほしかったというふうに思うんですよ。ただ町が単独費で建てたわけではないからこそ誰でも使えるようにしてほしいと思う反面、思う反面やはり、それでちゃんとみんなが利用できるようなものには、これならないなというふうに私は判断したわけですから。まあ後は委員会だと、委員会で審議しますとそういうふうにおっしゃられたら、総括質疑は 3 回までしかできないんですから、当然私の疑問には答えていただけてないと

いうふうに言わざるを得ないと思うんですね。だから私、担当する常任委員会にはぜひともお願いしたいんですけども、文言の、ちゃんと意味っていうのについては、私は国語学者を含めて全ての人の意見を聞いてほしいと思います。この加工食品の開発や地場産業の育成を図ることを目的としてということはどういうことを意味するのかと、そこまでちゃんと調査していただかないと私は納得いきません。国語的観点から見てですね、そこを曖昧にしない、日本語が大切に使われる、そういう部分からしてもその意見もしっかりと反映した上で私は委員会で審査をしていただきたいと要望して質疑は終了します。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） ちょっと声がひっくり返りましたね。まあいろいろと激論があるようですけども、この面積と部屋数、それから機械の台数、そこ辺のイメージが湧かんもんですからなかなかこの条例の文言もわからないと、私も産業建設におりますのでちょっと聞いておきたいなど、ここ辺を御答弁をお願いをいたします。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

ここで55分まで休憩したいと思います。

午後1時45分休憩

午後1時55分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。

農産物加工施設でございます。床面積が122.74平米、37.2坪になろうかと思えます。それから、精米室でございますけれども、精米機を1台、これが25.27平米。それから製粉室、米の製粉機、それからそばの製粉機がそれぞれ1機ずつ、これが18.05平米でございます。それから加工室でございますが、加工用の設備を置いております。これが一式としまして48.73平米になります。そのほか、トイレとか倉庫等がございますが、それが30.69平米、トータルの122.74平米ということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） 10番。あとですね、もう1点、製粉機のほうで小麦粉の製粉機はないわけですか、置かないということですか。それと、この加工施設は町内外使えるということですか、町内外の方が使えるということですよ。はい、2点お願いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。小麦の製粉機については、置く予定はございません。それから、町外の方でも使用できることになっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 景観形成に必要なものであると認識しておりますけれども、高鍋町は2箇所あるということでしたが間違いはないかどうかということですね。また、その地域の居住者及びそのことの認識をされてる方が、一体、住民の中にどのぐらいいらっしゃるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。お答えします。

風致地区は宮崎県が昭和14年6月に都市計画決定をしております。本地区内において、建築等の行為を行う場合は県の許可を受けなければなりません。そのため、地域内に居住される皆さんは認識あるものと考えております。

それから、先ほど議員さんが2つて言われましたけれども、風致地区は舞鶴地区、舞鶴公園周辺が1箇所だけでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 済いません、私2箇所と思ってたら勘違いしていましたが、実は舞鶴公園の風致地区ていうか、それに例えば私なんかここではずっとこう書いてあって、都市計画事業の中での規定というのがあるんですけども、従前、たぶん岩崎議員の質問だったんじゃないかなと思いますけれども、できれば町並み景観をしっかりと保存していくために、風致地区などとして指定をしていく、県のほうの指定を受ける必要もあるんじゃないかということがあったんですけども。例えば、風致地区と指定されてしまえば、なかなか木を切ったりとかいろんなことをしていくのにもいちいち許可が必要になってきますし、なかなか建設していく上でも、開発していく上でも非常に難しいという状況というのが出てくるんじゃないかなというふうに思いますが。例えば、高鍋町あたりで、舞鶴公園あたりなんか風致地区として指定されているために、木を切ったりとかいろんなことの舞鶴公園整備計画に支障を来してないかどうかというふうには思うんですけども、風致地区に対する景観の形成活動というのはどのように行われる予定なのか、この条例に基づいてお答えを願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。一応この条例制定は、今現在あります、舞鶴地区の風致地区、これを今まで県が許可していたものでありますけども、それを町に移管したということで今回条例を制定したものでございます。先ほど中村議員が言われました景観関係ですね、これは、景観条例のほうでまた制定していきたいというふうに考え

ております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第21号平成25年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 幾つかにわたっておりますので、済みません、総括質疑よろしくお願ひしたいと思います。

骨格予算でありながら、その概要は昨年度予算と比較して遜色のない状況であるとの認識を持っている。その中で何点か絞って質疑を展開したいと思います。

法人住民税の減少に関して高鍋町に住む人々、いわゆる業者の皆さんの生活をあらわす指標と考えますが、事業が少なかったと判断しているのか、また、年金生活者の減額などがどのように影響してきているのか、データは構築されているのかをお伺いします。

地方交付税については、国の方向性、どうなっているのかをお伺いします。

補正予算の繰越明許から考えても、町内の業者の方々の仕事は確保できるとお考えなのかどうか。また、仕事はつくっても、Aランクなどの業者に集中すると、技術者のいないBランク以下の業者さんの仕事は下請け、孫請けとなり、利益も望めず、そこで働く皆さんも最低賃金ぎりぎり、経済の活性化には弾みが望めなくなると考えますけれども、どのような対策で乗り切ることをお考えなのかお伺いしたいと思います。

国は、生活保護者の基準引き下げに伴い、学校での就学援助に対する基準見直しや非課税低所得者への課税などが懸念され、心配されております。対策は出されているのかお伺いします。

高鍋大橋歩道橋の記念式典への費用が計上されておりますが、経費がかさみ過ぎと考えます。どのような内容でとり行いたいと予定しているのかをお伺いします。

埋却地整備を行う工事予定が示されておりますが、具体的にはどのような再生事業となるのか。また、それを活用した新たな事業を展開する予定があるのかどうかをお伺いします。

NPO法人である観光協会への補助が昨年度から大きくなっていますし、観光振興計画などと合わせると予算の額が国県補助を差し引いても1,000万円を超えます。観光資源として何を活用し、どのくらいの観光客を呼び込める計画をしているのかお伺いします。

子宮頸がん予防など、これは補正予算でも質疑を行いましたけれども、予防事業について平成24年度では減額補正でしたが、新たに今度は法令上で定められているために、対象者への周知活動展開、どのように図られていくのかが非常に気になるところです。よろしくお願ひしたいと思います。

TTP参加問題がありますけれども、交渉参加となると例外なく関税がかからないと私は理解しておりますが、農業者への影響及び高鍋町への影響の掌握はなされているのかお

伺います。

島田圃場を買ったことによる、舞鶴公園整備計画についてはどのようになるのか。以前の計画を見直しを図るべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。法人町民税の減少に関して、高鍋町に住む人々の生活をあらわす指標と考えますが、年金生活者の減額などがどのように影響してきているのか、データはあるのかという問いでございますが、法人町民税については、景気の影響により減少の予測としておりますが、他の町税の伸びにより町税全体では前年並みを確保できる見込みと考えております。

年金生活者の減額などがどのように影響してきているのか、そのデータはあるのかについてであります。その影響については把握できておりません。また、データについても区分できるデータは持っておりません。

次に、国は生活保護者の基準引き下げに伴い、というところから、下の非課税低所得者への課税などが懸念され、心配されているが対策は出ているのか、ということについてあります。非課税措置については、地方税法により最低基準が定められており、基礎控除及び加算額等が改正されれば、基準額が下がるというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。地方交付税の国の方向性についてでございますけども、昨年8月、民主党政権時代に閣議決定されたものですが、中期財政フレームにおきましては、地方の一般財源については、平成27年までの間、平成24年度の水準を下回らないよう、同水準を確保するというようになっておりました。

政権交代後、1月末ですけども、総務省が公表いたしました地方財政対策によりますと、地方交付税が減額となっておりますが、その一方で臨時財政対策債は増額となっております。合算すると約1.3%程度の減額となるようでございますが、現時点での方向性そのものについての大きく変わったというふうには見ておりません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。補正予算の繰越明許から考えて、町内の業者の方々の仕事は確保できるとお考えかという質問でございますけど、24年度補正予算を今回含めると、25年度の公共事業投資は本年度以上の発注の見通しになるものと考えております。

また、我が町におきましては、Aランク、Bランク、Cランクづけをいたしておまして、指名競争入札をしてる観点から、ほぼ均衡化を掲げながら発注をいたしております。なお、Bランク以下の業者において、施工管理技術者の資格が有している者がいないということはありません。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。生活保護者の基準引き下げに伴い、学校での就学援助に対する対策は出ているのかという御質疑ですが、生活保護の基準は引き下げ時期や割合についてまだ明らかにされてなく、その対策も国も出しておらず、町としても出しておりません。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。高鍋大橋歩道橋の記念式典はどのような内容でとり行われるのかの御質疑でございますが、テープカットや渡り初め等の式典を考えております。今回計上させていただきました予算につきましては、式典に伴いますテーブル、椅子、テント、放送設備等のリース料や設営撤去を含めて委託する経費でございます。

次に、舞鶴公園整備計画等についてでございますけれども、島田圃場と舞鶴公園を別々に考えるのではなく、一体的に有効活用ができるように今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。産業振興課関連の御質疑についてお答えします。

まず、埋却地の整備についてでございますけれども、基本的に全ての埋却地を埋却前の農地に復旧することになります。全ての埋却地を調査し、それぞれの埋却地ごとに表土の入れかえなどの復旧工法を選定した上で、平成25年度より3カ年で、その再生整備事業を実施していくこととなります。埋却地整備としては、農地に戻すまでですから、新たな事業としては計画をしているものではありませんが、再生整備により、農地としてこれまで以上に有効に活用されるように、町としましても推進してまいりたいと考えております。

次に、どれくらいの観光客を呼び込める計画をしているかについてでございますけれども、本町の観光資源を活用した魅力ある観光地づくりを図って、観光客を呼び込むための1つのステップとして、平成25年度中に観光振興計画を策定するものです。これまで目標とします観光客数の想定はありませんでしたけれども、今回のこの計画の策定において、その目標の設定が可能となります。平成26年度以降から、計画に基づく事業を順次進めていきたいというふうに考えております。

次に、T P P参加における農業者の影響及び高鍋町への影響の把握についてでございますが、当然、聖域なく関税撤廃となれば、結果的に安い輸入品に圧倒されまして、大半の国内農産物の約7割から9割が減産を余儀なくされると推計されております。農業者の方々にはまさに死活問題となる大打撃を受けることになることを承知しているところでございます。現在、報道等で御存じのとおり、各自治体への影響も含めて、県が県全体の影響の算定を行っている状況だと聞いております。申しわけございませんが、町への影響がどのような数値になるかっていうことについては、まだ把握はできておりません。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。子宮頸がんの対象者への周知活動についてお答えいたします。

先ほどの補正予算のところでも答弁した部分と若干重複いたしますが、子宮頸がん予防接種の周知につきましては、平成25年度から接種方法が任意接種から予防接種法に基づく定期接種となるため、町のホームページやお知らせのかなべでの広報だけでなく、学校等を通じて接種についての周知を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、答弁された中から、また幾つかちょっとピックアップしていききたいと思います。

私なぜ地方交付税について国の方向性を聞いたかと、一番大きな理由は、先ほど確かに政策推進課課長のほうから、民主党の政権時代には平成27年度まで同水準を確保するという約束をされたんですけども、やっぱり政権交代があれば、何らかの影響があるんじゃないかというふうに懸念していたところなんですね。この前、国民の生活が第一の政党のほうからも代表しての質問の中にも、やはり、地方自治体への権限委譲と同時に、地方自治体へのお金をしっかりとふやしていくべきだということを質問されていたと思います。それに対する答弁っていうのは、ちょっと、私もピント外れのような答弁だったというふうに思っておりますけれども。

地方自治体の財政というのは本当に大変なものがあります。三位一体の改革以降、臨時対策債でどうにか乗り切ってきている部分というのがありますけれども、で、民主党の時代にはきらきらひかるとか、いろんな特別の財政支援を出され、また、今回は自民党公明党の時代になって、今度は補正予算で大型補正予算を組まれまして、でも、その中で、1月の18日に決定されたものが、即、地方自治体におろされて、限定して、平成25年度中に仕事を終える公共事業であれば、まあいいよというような感じで来てる部分があって、非常に地方自治体ではどんな事業をどういうふうに出していいのか、また、議会に対してちゃんと説明もしていないのに、こっちでちゃんとやっていかなければならないという非常に矛盾した感じで、予算を立てていかなければならないという大変な、やはり、議会としてはこういう事業をしてほしいとか要望もあつたらうと思うんですよ。投げかけていただければですね。でも、その投げかけられる前に全て資料を出さなければならないという状況の中で、私は地方交付税について国の方向性ちゅうのが、やはりある程度、執行部は見えていないと、地方自治体の財政をこれからどう切り盛りしていくのかということところが非常に地方自治体職員に課せられた、要するに首長に課せられた一番大きな課題だから、これは聞いたわけですね。

まあ、1.3%ぐらいの減額であろうということの答弁がありましたけれども、私どもが試算をした内容によると、今度、補正予算を抜きに考えたときですよ、補正予算を抜きに考えたときに恐らく10%に近い形での減額になるんじゃないかという形で試算をして

いるわけなんですね。これがもし、本当に10%近く、今度はまた消費税が来年から上がりますけれども、そのことに関しても、それまでは財政が厳しいということで、そのデータの中で、まあ、私たちはそれほど減額されたら困るということで、一応抗議もしておりますけれども、1.3%の減額であるというふうな認識をされていらっしゃるのであれば、それがそれでいくんだらうと思いますので、私はこのところあえて追求はしませんけれども、できるだけ地方交付税の動向については注視をしていただいて、そして、その都度、ある程度地方自治体に取り込める事業は、いろんな特別政策が出てきた場合ですね、どんな事業でも前倒ししてでもやっぱやっていくというこの補正予算案の説明でもありましたように、やっぱり頑張っていたらというふうに思います。

それから、先ほど総務課長がお答えになりましたけれども、私がこの質疑をした一番大きな理由っていうのは、ことしの賀詞交歓会のときに、ほんとの小さなBランクの業者さんなんですけれども、ほんとに大変だという話がやっぱりどの業者さんもされるわけですね。事業がなかなかないというところで、やはり、いろんな、先ほど施工管理者はいるんだというふうにおっしゃいましたけれども、Aランクとか、そういうところに仕事が集中する嫌いがあるというところで、私、事業者の皆さんに補正予算あたりでもかなり予算が出てくると思うから、頑張ってお取っていただきたいというふうに思うんですけれども、今の実態をやっぱり総務課長あたりはどういうふうに捉えていらっしゃるのかなど。国の事業とかいろんな事業が町内でも多く行われておりますけれども、町内の業者の皆さんが一体、下請けなのか孫請けなのか、どれぐらいいらっしゃるのかという実態調査を行っているかどうか、それはお伺いしたいと思います。

それから、生活保護者の基準引き下げに伴いということで、学校での就学援助に対する基準についてはまだ出てきてないということだったんですけれども、実はこれ私も書類をいただきましたけれども、文部科学省がこの生活保護の基準引き下げに伴い、就学援助に対する問題というのでも発生しないようにということで、文部科学大臣が言っていますので、大丈夫かなというふうに思うんですけれども、生活保護者の基準引き下げに伴って、要するに準要保護などとかいろんな部分で就学援助が引き下げられるという状況になると非常に困りますので、できるだけその辺には注視をしていただいて、対策を早めに立てていただくなり、議会のほうには早めに報告していただくよう、それは要望したいと思います。

それから、埋却地整備を行う工事予定の中で、有効に活用していきたいということなんですけど、これまだ、この3年間の中でまだ25年度から3年間で整備ということなんですけれども。今の状況の中でガスが発生するとか、いろんなことの状況というのが、水処理については調査がなされておりますけれども、水に関しては調査がなされておりますけれども、ガスに関して調査がなされたのかどうか、そのところ、有効に活用したいといってもその土地がそういうガスの発生とか、そういうものがあればまた、有効活用も図っていくことがなかなかできない状況にあると思いますので、そういうことが報告されてるかどうかっていうことも含めて、これからの問題点となると思いますのでよろしくお願い

したいと思います。

観光振興計画の中で、以前、美術館の建設のときに、やはり当時の町長が40万人の観光客が農業大学の横にちゃんと公園ができましたのでそこに来るだろうから、その人たちがこっちに来るんだということとか、いろんな答弁があったんですね、当時、つくる。だから、先ほどの要項の問題ではございませんけれど、条例の問題ではございませんけれど、数字だけが一人歩きして、見てみるとなかなか観光客が来なかったと。例えばこの前のNHKの自転車のね、ツーリングのあれが出た後、本当に観光客の皆さんが大勢押しかけていただいて、地元の皆さんも何でこんなに来るっちゃろかというふうにびっくりされて、あの花守山周辺ですね。だから、お大師さん周辺なんかも、高鍋大師周辺あたりも、皆さんが喜んでいいのかどうなのか分からないぐらい嬉しい悲鳴を上げておられたようなんですけれども、やはり、そういうことに関してもいち早くマスコミへの対処を、ことしは予算があるようなんですけれども、やはり、テレビから発信していただく観光地アピールの非常に有効活用がどうされていくのかなと、どう計画されているのかなと非常に私、心配になっておりますので、そのことに関して、観光振興計画というのをどのように立てていきたいと考えていらっしゃるのか。ただコンサルタントとかに移行するんじゃないくて、住民の皆さんのそういう意見をしっかりと踏まえて立てていきたいと考えていらっしゃるのかどうか、そこを再度お伺いしたいと思います。

TPP参加問題には、かなり危機的意識を持って望んでいらっしゃるということが伺えます。しかし、自民党、公明党の政府与党は恐らくTPPの参加問題ということに関して、聖域なき関税撤廃ではないと、ある部分については関税を今までどおりやっていくんだと、つけていくんだということをおっしゃいますけれども、これはTPPの交渉参加に対するいろんな約束事というのを見ていただければわかると思うんですけれども、例外なき、要するに聖域なき関税撤廃と先ほど答弁がありましたけれども、例外なく関税が撤廃されるというふうに、もしそれでなければFTAなどでも参加して個別交渉してもいいわけですよ。国ごとの交渉に臨んでいいわけですよ。でも、環太平洋、要するに太平洋の周りの国々、もうこれはいいですよと、関税必要ありませんよという形のがTPPなんですから、その文字を私は騙されないと考えてますけれども、やはり、そういうことをどういうふうに捉えていらっしゃるか。TPPとはどういうものなのかということ、できれば再度答えていただけたらというふうに思います。

それと、もう1つ先ほど質疑の中で、ちょっと答弁が曖昧だったところがあるんですが、島田圃場を買ったことに私はこういうふうに質疑をしてるんですね。島田圃場を買ったことにより舞鶴公園整備計画についてはどのようになるのかと。従前に出された舞鶴公園整備計画がそのまま生かされた上での計画になるのか、それとも、皆新たに舞鶴公園整備計画を別途つくっていくのか。いう見直しを私は図るべきだと考えているんですけれども、見直しをするのかしないのかということ、これを質疑しましたので、そのところを明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。先ほど何か要望というようなことでちょっと終わられて（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。各ランクの孫請け、下請け等の調査をという話でございますけど、今現在、24年度現在におきまして、これは孫請け、下請けていうのは届け出る義務はありませんので、実際うちが発注したやつの下請けにつきましては、下請け通知書を出さなくてはなりません。

本年度、Aランクに出してる件数が7件でございます。Aランクが6社あります。それからBランクの件数が6件、これはBランクは5社あります。Cランクが16件で4社の企業があります。それで、今現在、現場監督員が、1人が約近接工事で3箇所程度までしか持てません。それ等の届出はチェックをかけておりますけど、各国交省とか県道の工事についての孫請け、そういった届出はうちのほうに義務づけはありませんので、そこまでの把握はできておりません。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。舞鶴公園基本計画につきましては、平成4年度に作成しております。今の島田圃場、舞鶴公園を含めて計画しておりますけども、一部、計画に沿ってやっているとございます。見直しできるところは見直して、今後検討していきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。まず、埋却地に関連しての御質疑だと思います。

確かに、水に関しましての調査等やっております。ただ、ガスに関しまして当初はいいといひましょうか、ガスといひましょうか、当初は苦情等がいろいろあったようでございますけれども、現在、もう落ち着いておりましてその辺のことに関しましては全くそういう報告等はございません。

それから、観光地の計画ですけれども、本来でしたら随分以前にいいといひましょうか、何年かおきに、3年おきぐらいに観光計画というものをつくっていきやいけなかったんではいひましょうけど、これはずっとつくれておりませんでした。その上で、今、高鍋町っていうのはいろんな拠点、いろんな観光地として利用できるものというはたくさんあるかと思ひます。そのそれぞれについて、例えば今、県のほうにその観光客といひましょうか、入場者といひましょうか、それがどのくらい数字があるかっていうのは報告はあるんですけども、県の観光動向調査、数値が出ておりますが、その数値よりも少なくとも今から以上に、それ以上に上げる目標を持った形の策定をするし、なおかつ、その前段でそのそれぞれの観光地についてどういうふうな結びつきを持っていって誘致すればいいのかということを含めながら、いろんな部署、民間の方もそうですけれども、個人の方もそうです

けれども、いろんな方と協議をしながら進めていくことになるかと思っております。

それから、TPPに関しての賛成反対につきましては、私の立場ではちょっとおかしいと思いますけども、TPPにつきまして、内容等につきましては、新聞等情報、マスコミ等を通じましていろいろ存じ上げております。お米につきましても七百何十%関税かかっておりますし、一番多かったのがこんにゃくだったですかね、確かそれが一番高かったと思いますけれども、そういったものが関税撤廃されるというふうになってしまうと、もちろん当然そういう産物にかかわってこられてる農家の方、もしくはそれをなりわいとしてらっしゃる、それに関係した団体の方々というのは非常にものすごい打撃を受けるっていうことは、常に私もわかっておりますし、そういう意味で、じゃあ、私どもがそういう状況になったときに、農業振興、町の行政として、どういう形でとっていくかという、それを模索することが必要でしょうし、当然、その前には今の政治の状況——失礼、TPPをめぐる環境の状況といいたいでしょうか、それを十分に聞き取りしながら、検索しながら確認していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） あ、私が一番、1つ最後に気になるところをちょっと質疑したいと思います。

観光調査ですね、これは児湯観光ネットワークっていうのもつくられてる部分がありますので、対象として観光に重点を置いた形での施策っていうのを、恐らく町長も踏まえてのこういう予算というふうに私は思いますが、町長選挙がありましたので骨格予算ということで、これが出されているというふうに私は思いますけれども。

でも私が一番気になるのは、町長の施政方針でもあったと思うんですけども、やはり観光を、商業の活性化を最初にするのか、農業を最初にするのかっていうところに考えたときに、やはり私は高鍋町では農業だと思うんです。それを考えたときに、観光資源をどうしていくのかというところでの考え方が、だから、観光協会にそれを任せていくのか、それとも町が主体にしてやっていくのかというところがやっぱり見えてこない部分があるわけです。だからこういう質疑をしてきた部分があるわけです。観光協会への補助が昨年度から大きくなってきてるんですね。それは、やっぱり補助をしたらただけの成果が得られないと、なかなか次の補助っていうのは伸びてこないと思うんですけども、やはり、いろんな補助を考えてみても、やっぱ観光協会、突出した形での補助金になってるということ考えたときには、この観光振興計画とか言うけれども、私が例えば高鍋大師で考えたときに、高鍋大師のことは十分宣伝されて、いろんなところでいいんですけども、私はやっぱりあそこに存在している古墳群ですね。やっぱり古墳っていうのを、私は横に置いてするのか、そのままするのか。確かに文化財保護の立場からいろんないじれないという部分も確かにあります。しかし、やはりこれが観光協会と社会教育課のある程度な連携がないと、あそこを高鍋大師のみ開発して、いろんなことをしていったにしても、高鍋町全

体の観光の底上げにはなかなかつながっていかないんじゃないかなというふうに思うんです。

年間四季折々を通して、やっぱりしっかりと観光開発をしていく、それが基準になってくると思いますので、観光動向調査っていうのを今度やられる、してこなければならなかったことをしてこなかったから、さも悪かったようにおっしゃいますけれども。やはり、観光動向調査っていうのはある程度住民から意見を聞けばわかると思うんですよ。この前なんか、テレビで放映があった後すごく多かったわけですよ。それに、やっぱりしっかりと即対応できるような観光協会が存在してたのかどうかということも、私は考えられると思うんですね。

これは、25年度の予算でありますので、またこの問題については常任委員会ですっきりと議論をされるというふうに私は思っておりますので、いろんな動向調査、それをしっかりとどのようにやっていくおつもりがあるのか、それだけ最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。前段のほうのは御意見というふうに承っておいて、後半のその最後の動向調査に関しての御質疑ということだろうと思います。

先ほどの、前回の答弁の中でちょっと誤解を生まれたのかもしれませんが、この問題である観光調査につきましては、観光振興計画につきましてはつくってきておりません。そのためになかなかできなかったということで、動向調査についてはそれぞれの各施設から、それぞれのニーズ、来客数、そういったものを全部把握しておりますので、これを県のほうに上げまして、その県のほうが県別、施設別、町別に動向調査表ということにたいていております。その数字っていうのは、各年度数値が上がってきておりますので、各組織からのニーズ等、参加者等についてを観光協会等を交えて調査をした上で、動向調査として数値をつくり上げてるということでございます。決して動向調査をやってきなかったということではございませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。先ほどの中村議員の質問とちょっと重なる点もあるかもしれませんが、TPPについてなんですが、産業振興課ばかりで済ませませんが、これ、要望として受け取ってください。

やっぱりこのTPPで、聖域なき関税撤廃、どうなるかわかりませんが、やっぱり高鍋町というのはさっき中村議員も言われたように農業がたくさん人口多い町なんですけど、いろんな作物つくってらっしゃる農家もいらっしゃいます。特に乳製品等におきましては、関税なきになりますと大変な大打撃を受けるわけでありまして、私たち米というか、白菜、キャベツが主体な農家もありますし、ほかにもいろんな種類の農家ありますけど、やっぱりこういう農家に対して、県の調査を待つことも大事かもしれませんが、私としてはいち早く高鍋町としてもこの調査の準備段階をどうなるかわからないけど、準備段階としては

しっかり整えておいてほしいなということを申し上げまして、これはもう意見でいうか要望ですけど、答えはいいです。お願いいたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 基金繰り入れが大きいのは、繰越金が少ないと判断されているかどうかをお伺いします。

昨年度は医療費の伸びとして計算したパーセントが低かったと判断しておられるのかどうかお伺いします。また、保険税の引き上げはあるのかどうか。徴収率は何%で計算されているのか。努力は見られるんですけども、住民からすると保険税の高さに驚くと同時に、その原因が示されないため、納得いかないと感じているとの声があります。

医療費の伸びとして5%を考えておられるようなんですけど、伸びの原因はどこだと判断しておられるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

保険税の引き上げについてであります。現在のところ、引き上げは考えておりません。また、予算の詳細につきましては、健康福祉課長をして答弁をいたします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、基金繰入金と繰越金についてでございますが、お見込みのとおり、前年度と比較しますと繰越金は減少すると判断しております。

また、予算編成における医療費の伸びにつきましては、昨年度は3%としておりましたが、平成25年度は例年並みの5%としております。

次に徴収率についてでございますが、平成25年度は昨年度と同様、94%として予算計上をしております。保険税の県内順位につきましては、平成24年度第6位と年々下がってきております。

最後に、医療費の伸びの要因といたしましては、被保険者の高齢化が進展してきたこと、心筋梗塞等の心疾患及び脳梗塞、くも膜下出血等の脳疾患、さらには糖尿病からの人工透析等、医療の高度化が要因というふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の答弁で心疾患とか脳疾患が、やっぱり医療費が1件当たりの医療費ていうのが大きいというふうな判断があると思います。

それでは、またこれ特別委員会がございますので、その中で聞いていきたいと思っております。

が、保険税は一人当たりの医療費ですね、それは県内では多分低いほうにあったと思うんです。少ないほうだったと思うんですけれども、ところが保険税が高くて、6位にはなつたとおっしゃいますものの、かなりやっぱりその辺で努力をされてるけれども、なかなか努力が目に見える形で反映できないという状況というのが、それは執行部のほうがもどかしい気分でおられるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

私たちがやはり保険税が課税されるときには、高鍋の保険税高いよねってやっぱりおっしゃるわけですね。そのときの課税通知書が来たときには必ず私のところには、もう何十件かは必ず、ことしは、去年とすると幾ら高くなつたっておっしゃるから、いや、町長の答弁どおり引き上げはないよと、引き下げはされてないけどあれだよということで、引き上げはされてないよというふうにはお答えはするんですけれども、皆さんやっぱり高どまりという実感が非常にあるわけですね。だからそこ辺の部分で、住民に対してやはり啓発活動というか、そういったものの啓発活動というのは、どういうふうに今年度はやっついこうと、努力目標として思ってるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。議員御指摘のとおりでございます。高鍋町、あるいは川南町、新富町、西都市、国富町、いわゆるその10号線のこういった人口規模や形態が比較的に似てるところあたりが、非常に国保税が高い地域でございます。

で、その中でいうのは、あくまでもこれは所得が高くて医療費が安いのに、なぜそういうことになるかということにつきましては、いわゆる国保が抱えてる構造的な問題という形であります。これを解消するために、県あたりでも保険者を全県下統一という形で、今取り組みを行っておるところでございますが、それにつきましても、具体的にどういう形でいつから始まるのかというものは、まだ進んでいないというのが状況でございます。

そういった国保が持つ構造的な問題につきましても、21年でしたか、国税が大幅に上がったときにつきましても、そこら辺のところを各地区の出前講座でありますとか、各種団体のところに行って周知活動を行ってきた経緯がございます。今後につきましても、そういった国保が持つ構造的な問題、課題ということを、何かそういうことがあった場合につきましても周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） システム改修などによって、今年度から医療費について各市町村ごとの傾向が見られるようになるのかお伺いしたいと思います。

自治公民館では、地域の活動を通して「ふれあいの集い」など、お年寄りをできるだけ

一人にしない、行動させる活動をしているところも多々あります。私の所属する正ヶ井手自治公民館では、福祉ネット主催で年間4回の集いを実施しておりますけれども、高齢化率で高鍋町内で高いほうに属してる、一番高いかなと思うんですけども、お誘いをしてなかなか出てこない、出たくないという方が増加しています。無料温泉券で外出を促しているものの、重たい腰は容易には動きません。高齢者を生きがいを持って行動させる工夫は、ほかに考えておられないかどうか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、医療費分析についてでございますが、本年度、広域連合が医療費のデータベース化を実施しましたので、間もなく市町村ごとに配付されることとなっておりますので、それによりまして傾向分析ができるものというふうに考えております。

次に、保健事業についてでございますが、後期高齢者医療特別会計の事業といたしましては現在のところ考えておりませんが、介護予防事業としては、現在、社会福祉協議会に委託して実施しておりますはつらつ教室でありますとかなじみの会、今年度から実施しております高齢者のノルディックウォーキング教室、脳の健康教室等々を今実施しておりますので、高齢者が魅力を感じる事業に今後取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 予定している工事範囲の世帯数及び水洗化率見込みについて答弁を求めたいと思います。

国の補正予算で継続して公共事業をしている場合、元気臨時交付金の資金活用が望まれておりますけれども、社会資本整備総合交付金の利用のみだが、その理由は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えをいたします。

まず、25年度予定工事範囲の世帯数は20世帯と考えております。水洗化率につきましては、25年2月末で76.8%、25年度末では80%を目標としております。

元気臨時交付金についてでございますが、下水道事業のように国庫補助率が法で決まっている事業につきましては充当対象となりません。したがって、25年度につきましては社会資本整備交付金を利用したいと考えておるところです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 介護認定を受けたほうが望ましいと考えてる人の掘り起こしはどうしておられるのかお伺いいたします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

身体機能の低下した方、生活活動に問題のある方につきましては、地域包括支援センターに寄せられます地域からの見守りによる情報でありますとか、各地区民生委員からの情報、さらには平成22年度と23年度に行いました日常生活圏域ニーズ調査によるデータ等で浮かび上がりました身体機能の低下した方の情報を地域包括支援センターのほうに提供しておりまして、そのことが被支援者の掘り起こしにつながっているものというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号平成25年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今年度は11.2%の伸びとされておりますけれども、その根拠は何かお伺いします。

高鍋町は、ほかの自治体と比較して、有料老人ホーム、また地域密着型とデイサービスを兼ねた施設及び居宅者向けのデイサービス事業所などが多く、介護保険料が高くなる要因ではないかと懸念をされますが、それはないでしょうか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。それでは、お答えいたします。

予算額につきましては、対前年度比11.2%増の16億7,472万5,000円となる予定でございます。

予算増の要因としましては、町内に有料老人ホームが新たに開所されたこと、また春光会が運営を予定しております地域密着型介護老人福祉施設が本年7月に開所されること、さらにはしんとみ希望の里の増床等によりまして、居宅サービス給付費、施設介護給付費、地域密着型介護給付費がそれぞれ増加するものでございます。特に春光会の特別養護老人ホームが開所され、それに伴う地域密着型介護給付費が約1億400万円程度増加することが主な要因となっております。

次に、ほかの自治体との比較についてでございますが、平成24年4月審査分の受給者

1人当たり費用額につきましては、全国平均が15万7,000円となっております。県内では宮崎市が13万5,000円、新富町が13万4,000円、高鍋町が12万3,000円、木城町が11万4,000円であります。これは介護サービス事業所数、入居施設定員が費用負担を高める要因となっております。これから、団塊の世代の高齢化によりまして、ますます介護費用が増大することは予想されるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 一ツ瀬川雑用水利用者で畜産業など、口蹄疫以降の復興の傾向としてはどうなっているのでしょうか。

また、毎日水量記入については利用者からの不満は出ていないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。一ツ瀬川雑用水の利用者の中の畜産業における復興の状況でございますけれども、雑用水利用者の中では3農場で家畜の導入を保留されておられます。1農家が耕種農家へ転換されておられまして、ほかの畜産農家は全て再開をされている状況ですので、事業の再開という面ではおおむね復興してきていると判断をしております。

また、毎日の水量の記入につきましては、確かに数軒の方からの不満の声というのが届いておりますけれども、水利権取得に際しての使用水量の毎日の管理は条件となっていることなど、必要であることの説明をしながら、確実に記帳していただくことをお願いしているところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号平成25年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 近年、濁り水苦情というのはないようなんですけれども、漏水調査とあわせて有収水量確保について普段の管理はどうしていくのか、どうするのかお伺いします。

水道料金の引き上げを行わず、安心安全な水供給について原水の状況はどうか、また事業費の節約に関しても、どのように行う予定なのかお伺いします。

来年度からですので、これはお答えになるかならないか、そこは判断をしていただけれ

ばよろしいと思いますが、来年度から消費税の増税が行われますけれども、水道事業に与える影響、どのように試算をされておられるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。3点についてお答えをいたします。

まず、有収水量向上に向けた取り組みにつきましては、年間を通じての漏水調査による漏水箇所の早期発見、早期修理を主に、検針時においても宅内漏水の早期発見、早期修理に努め、小さな漏水も見逃さないよう取り組んでおります。

次に、原水の状況につきましては安定的に確保できております。また、浄水場につきましても、安心安全の水道水供給のため、各設備の更新時期を的確に把握し、計画的な修理、更新を行うことで現有施設の長寿命化に努め、施設の更新にかかる費用の抑制に努めているところでございます。

次に、消費税改正に伴う税率の引き上げが及ぼす水道事業への影響でございますが、消費税率引き上げ後の各種消費行動の変化に伴う水使用量の変化につきましては、まだ試算はいたしておりません。しかし、水道料も課税対象であることから、注意深く見守っていかねばならないと考えておるところです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号から議案第16号及び議案第18号から議案第21号、以上11件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第16号及び議案第18号から議案第21号、以上11件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号及び議案第22号から議案第28号まで、以上8件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号及び議案第22号から議案第28号まで、以上8件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

正副委員長の互選を行いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午後 2 時55分休憩

.....
午後 2 時59分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長に柏木忠典議員、同じく副委員長に青木善明議員がそれぞれ互選をされました。

.....
○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

議員協議会のほうを 3 時 1 5 分から行いたいと思いますので、第 3 会議室のほうにお集まりください。

午後 3 時00分散会
.....